

川内クリーンセンター基幹的設備改良事業

要求水準書

(管理運営編)

平成 28 年 4 月

薩摩川内市

川内クリーンセンター基幹的設備改良事業 要求水準書（管理運営編）

目 次

第1章 総 則	1-1
第1節 本書の位置付け	1-1
第2節 基本方針	1-2
1. 基本方針	1-2
第3節 業務概要	1-3
1. 委託名	1-3
2. 履行場所	1-3
3. 業務内容	1-3
4. 業務期間	1-3
第4節 主要項目	1-4
1. 対象施設	1-4
2. 本施設の概要	1-4
3. 施設配置	1-7
4. 処理工程	1-9
5. 公害防止基準	1-13
6. ユーティリティー条件	1-16
7. 施設の基本性能	1-16
8. 処理対象廃棄物	1-17
第5節 一般事項	1-20
1. 要求水準書の遵守	1-20
2. 関係法令等の遵守	1-20
3. 生活環境影響調査の実施	1-20
4. 薩摩川内市一般廃棄物処理実施計画の遵守	1-20
5. 官公署の指導等	1-20
6. 官公署等申請への協力	1-20
7. 所轄官庁への報告	1-21
8. 本市への報告・協力	1-22
9. 本市の検査等への協力	1-22
10. 実施状況のモニタリング	1-22
11. 労働安全衛生・作業環境管理	1-22
12. 緊急時対応	1-23

1 3.	施設使用者等への安全確保	1-2 3
1 4.	地元活用	1-2 3
1 5.	障がい者雇用	1-2 4
1 6.	災害発生時の協力	1-2 4
1 7.	業務の引継ぎ	1-2 4
1 8.	個人情報の保護	1-2 4
1 9.	作成書類・提出書類	1-2 5
第6節	業務条件	1-2 6
1.	管理運営業務	1-2 6
2.	提案書の変更	1-2 6
3.	要求水準書の記載事項	1-2 6
4.	契約金額の変更	1-2 6
5.	業務期間終了時の引渡し条件	1-2 6
第2章	管理運営体制	2-1
1.	業務実施体制	2-1
2.	有資格者の配置	2-1
3.	連絡体制	2-2
第3章	受付管理業務	3-1
1.	受付管理業務	3-1
2.	受付管理	3-1
3.	計量	3-1
4.	手数料の徴収	3-1
5.	廃棄物搬入許可書発行	3-1
6.	甌島外搬出調整	3-1
7.	案内・指示	3-1
8.	受付時間	3-2
第4章	運転管理業務	4-1
1.	本施設の運転管理業務	4-1
2.	運転条件	4-1
3.	搬入物の性状分析	4-2
4.	搬入管理	4-2
5.	適正処理	4-2
6.	適正運転	4-3
7.	保管・積み込み	4-3
8.	場内運搬	4-3
9.	搬出物の性状分析等	4-3
1 0.	運転計画の作成	4-3
1 1.	運転管理マニュアルの作成	4-3

1 2. 運転管理記録の作成.....	4-4
第5章 維持管理業務	5-1
1. 維持管理業務.....	5-1
2. 本施設の機能維持.....	5-1
3. 精密機能検査.....	5-1
4. 点検・検査計画の作成.....	5-1
5. 点検・検査の実施.....	5-4
6. 補修計画の作成	5-4
7. 補修の実施	5-4
8. 機器更新	5-5
9. 長寿命化計画の作成及び実施	5-6
1 0. 改良保全	5-6
1 1. 備品（機器の予備品及び消耗品以外）・什器・物品・用役の調達	5-6
1 2. 備品（機器の予備品及び消耗品以外）・什器・物品・用役の管理	5-6
1 3. 機器の予備品及び消耗品等の調達	5-6
1 4. 機器の予備品及び消耗品等の管理	5-7
第6章 環境管理業務	6-1
1. 環境管理業務.....	6-1
2. 環境保全基準.....	6-1
3. 環境保全計画.....	6-1
4. 作業環境保全基準.....	6-1
5. 作業環境保全計画.....	6-1
第7章 情報管理業務	7-1
1. 情報管理業務.....	7-1
2. 運転管理記録報告.....	7-1
3. 点検・検査報告	7-1
4. 補修・更新報告	7-1
5. 環境保全報告.....	7-2
6. 作業環境保全報告.....	7-2
7. 調達結果報告.....	7-2
8. 施設情報管理.....	7-2
9. 一般廃棄物処理施設の維持管理の記録に関する報告	7-3
1 0. その他管理記録報告.....	7-3
第8章 関連業務.....	8-1
1. 関連業務	8-1
2. 清掃	8-1
3. 植栽管理	8-1
4. 防火・防災管理	8-1

5. 施設警備・防犯	8-2
6. 見学者対応	8-2
7. 住民対応	8-2
8. グランドゴルフ場し尿汲み取り	8-2
9. 汚泥	8-2

第1章 総 則

第1節 本書の位置付け

本要求水準書は、川内クリーンセンターの管理運営業務（以下「本業務」という。）について、施設の基本性能を発揮させるとともに、その安全性を確保し、効率的な管理運営を実施するために、本市が管理運営事業者（以下「事業者」という。）に対して要求する基本的内容について定めるものである。

第2節 基本方針

1. 基本方針

事業者は本業務について、以下の基本方針を遵守すること。

- 1)適切な維持管理により施設の基本性能（第4節 7. 参照）を発揮させ、適切に廃棄物の処理を行うこと。
- 2)環境への負荷軽減を考慮すること。
- 3)施設の安全性を確保し、安定的に稼働させること。
- 4)経済性を考慮し、効率的な管理運営を行うこと。

第3節 業務概要

1. 委託名

川内クリーンセンター管理運営業務委託

2. 履行場所

鹿児島県薩摩川内市小倉町 5104 番地

3. 業務内容

本業務において、事業者が実施する業務は、本要求水準書に示すとおりである。
なお、市と事業者の業務所掌（参考）を別紙 1 に示す。

4. 業務期間

管理運営期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 52 年 3 月 31 日まで

なお、下記の期間に区分される。

管理運営準備期間中：平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

設計建設期間中：平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

設計建設期間後：平成 32 年 4 月 1 日から平成 52 年 3 月 31 日まで

	平成 28 年度	平成 29 年度 ～平成 31 年度	平成 32 年度 ～平成 51 年度
設計・建設期間			
管理運営準備期間			
管理運営期間			

第4節 主要項目

1. 対象施設

本業務における対象施設（以下「本施設」という。）は以下のとおりである。

1) 川内クリーンセンター

- (1) 焼却施設
- (2) 灰固形化施設
- (3) 粗大ごみ処理施設
- (4) 管理棟
- (5) 計量機
- (6) 資源ごみ処理施設（ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、白色トレイ）
- (7) ストックヤード
- (8) 浸出水処理施設（浸出水の原水ピット以降の設備とし（原水ピットを含む）、埋立地から原水ピットまでは対象外とする。）
- (9) 関連施設（防災調整池、植栽、倉庫、駐車場、洗車棟、東屋、重油タンク、浄化槽、自転車置場（不燃性粗大ごみ）、外構施設）

2. 本施設の概要

本施設を構成する主要施設（焼却施設、粗大ごみ処理施設、浸出水処理施設、資源ごみ処理施設）の概要は以下のとおりである。

表 1-1 施設概要（焼却施設）

項目	概要
1)施設名称	川内クリーンセンター（焼却施設）
2)所在地	鹿児島県薩摩川内市小倉町 5104 番地
3)処理能力	135 t /24hr（67.5 t /24hr×2 炉）
4)着工年月	平成 4 年 12 月（灰固形化施設：平成 12 年 7 月）
5)竣工年月	平成 6 年 12 月（灰固形化施設：平成 12 年 12 月）
6)処理方式	連続燃焼式焼却炉
受入・供給設備	ピット&クレーン方式
燃焼設備	ストーカ式焼却炉
燃焼ガス冷却設備	水噴射式（炉頂方式）
排ガス処理設備	乾式有害ガス除去装置＋バグフィルタ
通風設備	平衡通風方式
灰出し設備	灰ピット&クレーン方式
	灰固形化設備（薬剤及びセメント併用固形化方式）
排水処理設備	プラント系排水→再循環無放流方式
	ごみピット排水→炉内噴霧蒸発散化処理方式

表 1 - 2 施設概要（粗大ごみ処理施設）

項目		概要
1)施設名称		川内クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）
2)所在地		鹿児島県薩摩川内市小倉町 5104 番地
3)処理能力	不燃ごみ	23t/日（5 時間稼働）
	粗大ごみ	7t/日（5 時間稼働）
4)着工年月		平成 4 年 12 月
5)竣工年月		平成 6 年 12 月
6)処理方式	受入供給設備	受入ホッパ、供給コンベヤ
	破碎圧縮設備	回転式、衝撃せん断併用型
		切断機
		破袋機
	搬送設備	振動コンベヤ、チェーンコンベヤ、ベルトコンベヤ
	選別設備	磁選機、粒度選別機、選別用送風機
		手選別コンベヤ
	再生設備	金属圧縮装置
	貯留・搬出設備	ホッパ
	集じん設備	サイクロン
		バグフィルタ

表 1 - 3 施設概要（浸出水処理施設）

項目		概要
1)施設名称		川内クリーンセンター一般廃棄物最終処分場
2)所在地		鹿児島県薩摩川内市小倉町 5104 番地
3)埋立面積		9,720m ²
4)埋立容量		68,000m ³
5)埋立構造		準好気性埋立方式
6)浸出水処理能力		60m ³ /日
7)着工年月		平成 4 年 12 月
8)竣工年月		平成 6 年 12 月
9)処理方式		沈砂調整＋前処理（カルシウム除去）＋生物処理（触媒曝気）＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋消毒＋汚泥脱水処理

表 1 - 4 施設概要（資源ごみ処理施設）

項目		概要
1)施設名称		川内クリーンセンター（資源ごみ処理施設）
2)所在地		鹿児島県薩摩川内市小倉町 5104 番地
3)処理能力	ペットボトル処理施設	1t/日（5 時間稼働）
	その他プラスチック処理施設	5t/日（5 時間稼働）
	白色トレイ処理施設	0.5t/日（5 時間稼働）
4)着工年月	ペットボトル処理施設	平成 11 年 12 月
	その他プラスチック処理施設	平成 14 年 12 月
	白色トレイ処理施設	平成 14 年 12 月
5)竣工年月	ペットボトル処理施設	平成 12 年 4 月
	その他プラスチック処理施設	平成 15 年 7 月
	白色トレイ処理施設	平成 15 年 7 月
6)処理方式 （ペットボトル 処理施設）	受入供給設備	供給ホッパ付供給コンベヤ
	選別設備	手選別コンベヤ
		投入コンベヤ
	圧縮梱包設備	油圧駆動縦型一方締式減容機
		PP バンド全自動結束機

		排出ローラコンベヤ
7)処理方式 (その他プラスチック 処理施設)	受入供給設備	供給ホッパ付供給コンベヤ
	選別設備	手選別コンベヤ
		投入コンベヤ
	圧縮梱包設備	油圧式縦押圧縮減容機
		熱シール式包装機
		PP バンド熱溶着全自動結束機
		排出コンベヤ
8)処理方式 (白色トレイ処理施設)	減容設備	熱風式
	脱臭設備	触媒燃焼式活性炭併用方式

3. 施設配置

本施設の主要な施設配置は以下のとおりである。

凡例

- ①ごみ焼却施設 ②灰固形化施設 ③不燃・粗大ごみ処理施設 ④管理棟
- ⑤計量機 ⑥資源ごみ処理施設（ペットボトル） ⑦資源ごみ処理施設
（その他プラスチック製容器包装）
- ⑧資源ごみ処理施設（白色トレイ） ⑨浸出水処理施設 ⑩倉庫
- ⑪洗車棟 ⑫東屋 ⑬重油タンク ⑭浄化槽 ⑮浸出水原水ピット

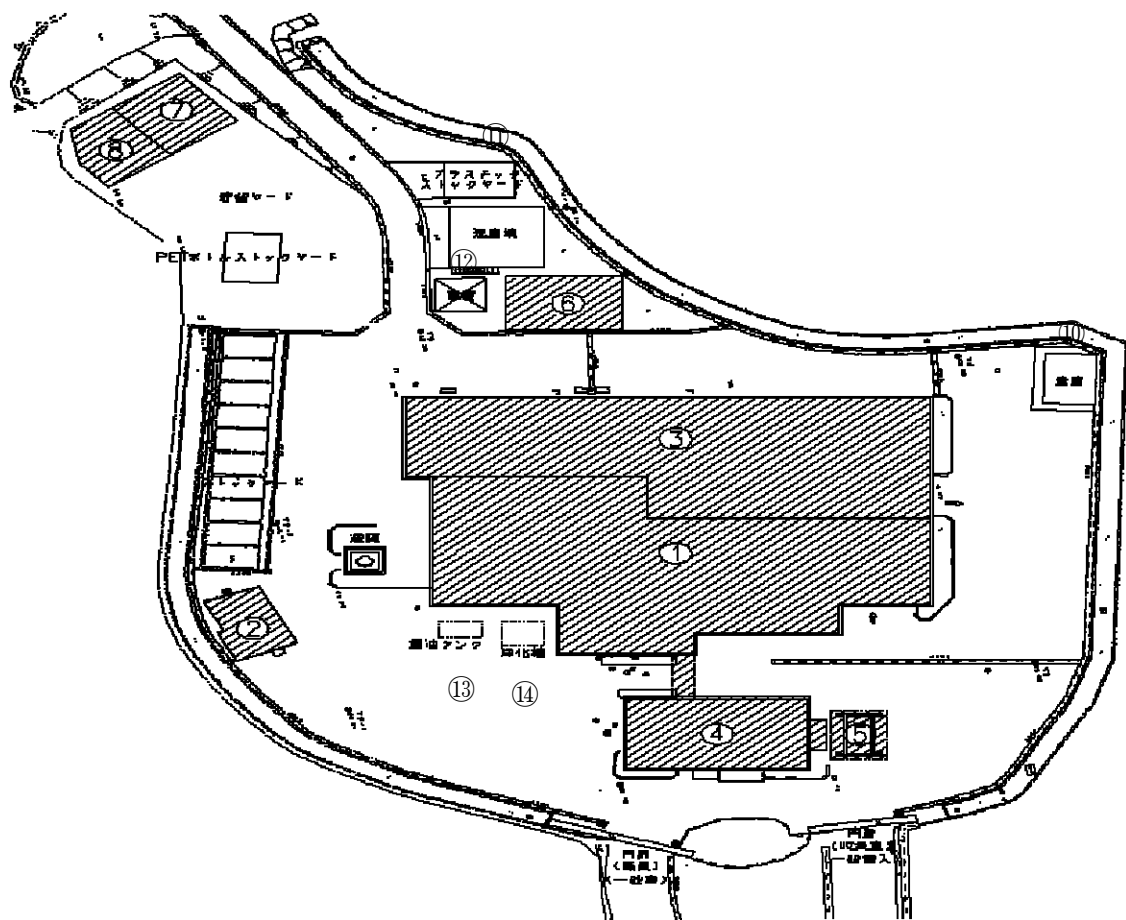


図 1-1 施設配置図（焼却施設・粗大ごみ処理施設、資源ごみ処理施設等）

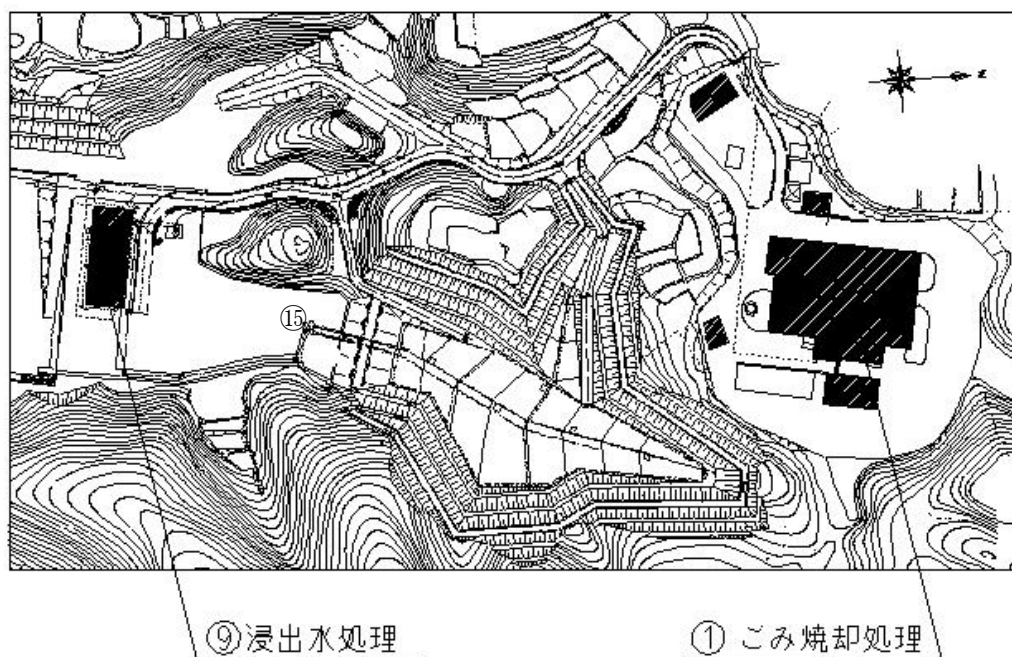


図 1-2 施設配置図（浸出水処理施設）

4. 処理工程

基幹的設備改良工事前の本施設における処理工程は以下のとおりである。

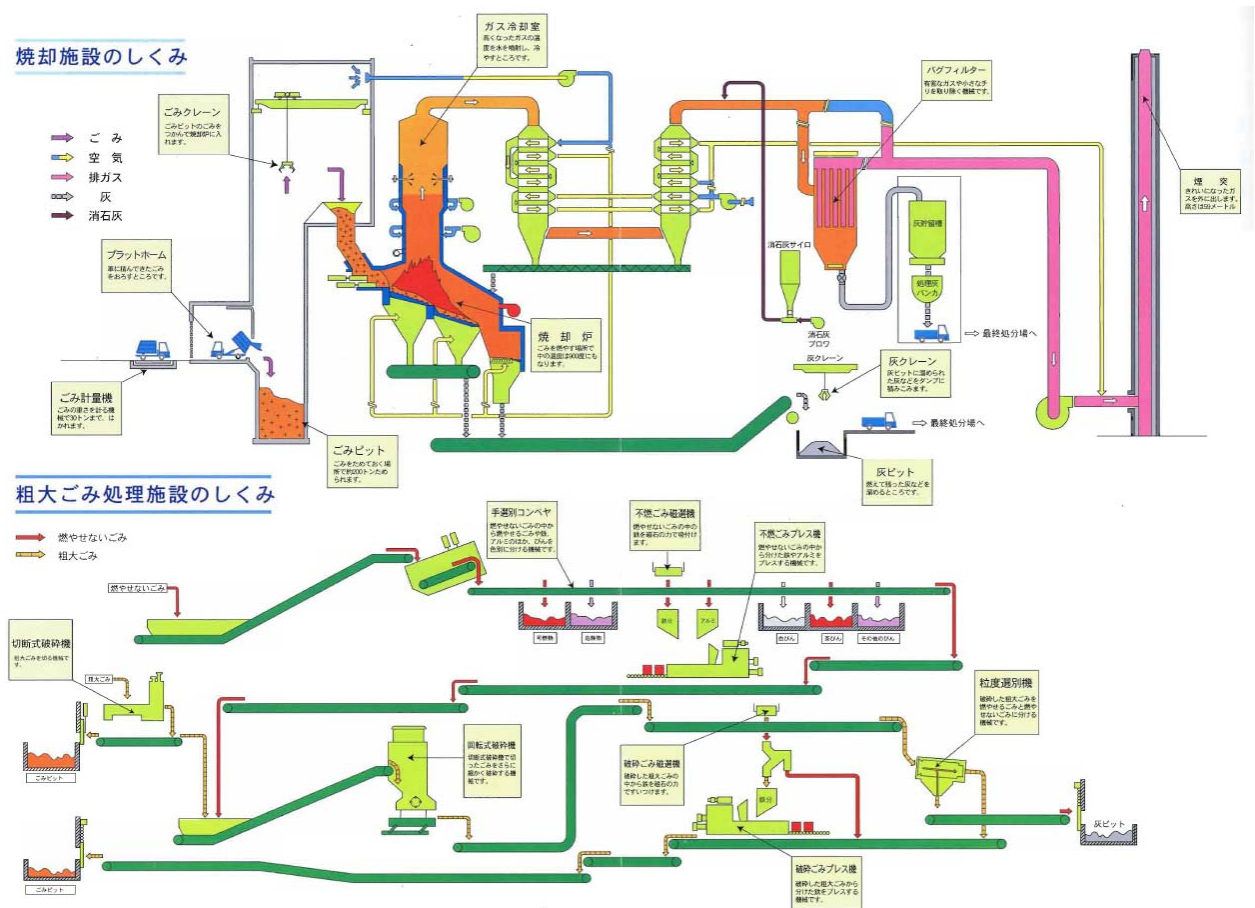


図 1-3 焼却施設及び粗大ゴミ処理施設 処理フロー

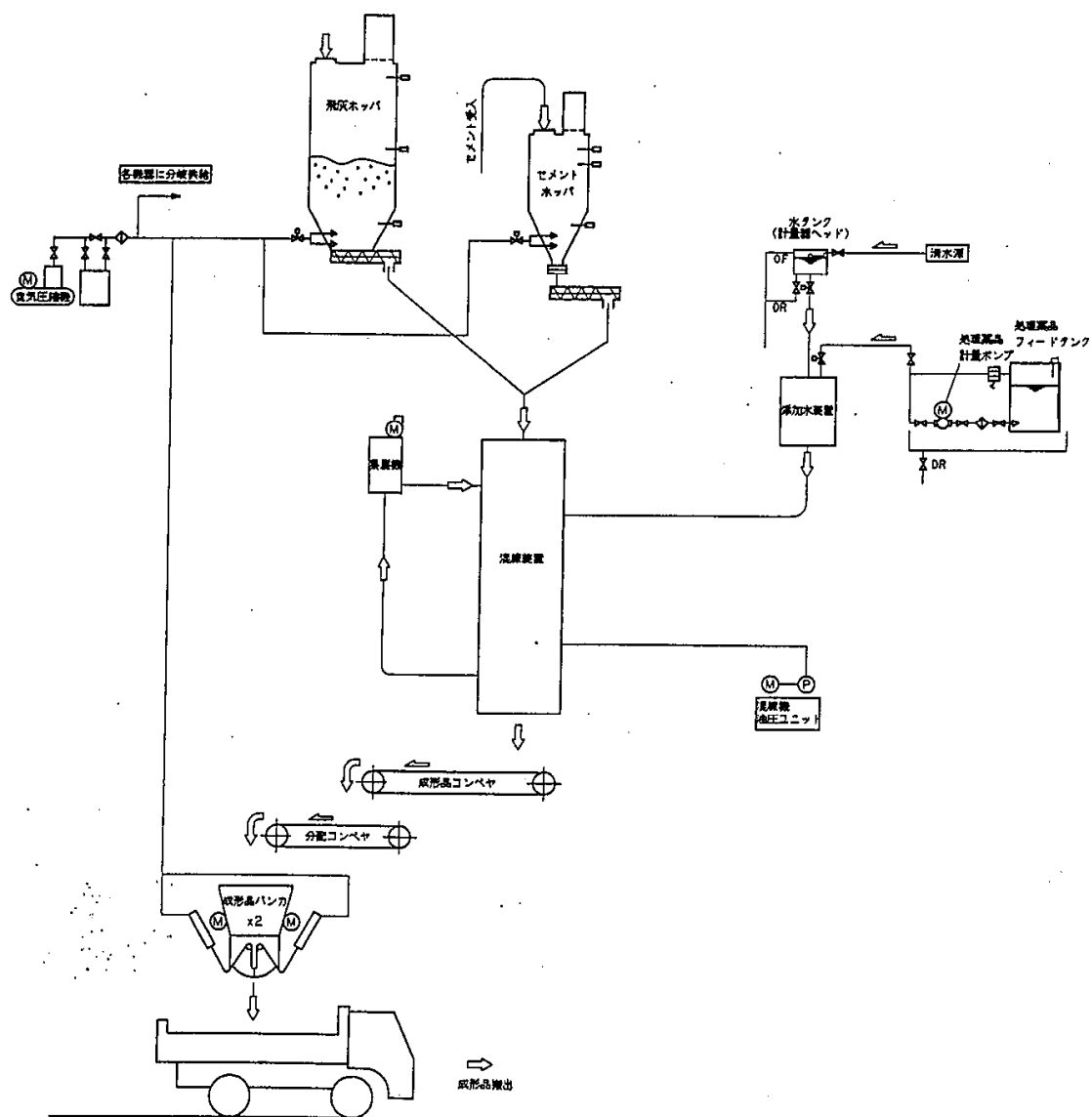


図 1-4 灰固形化施設 処理フロー

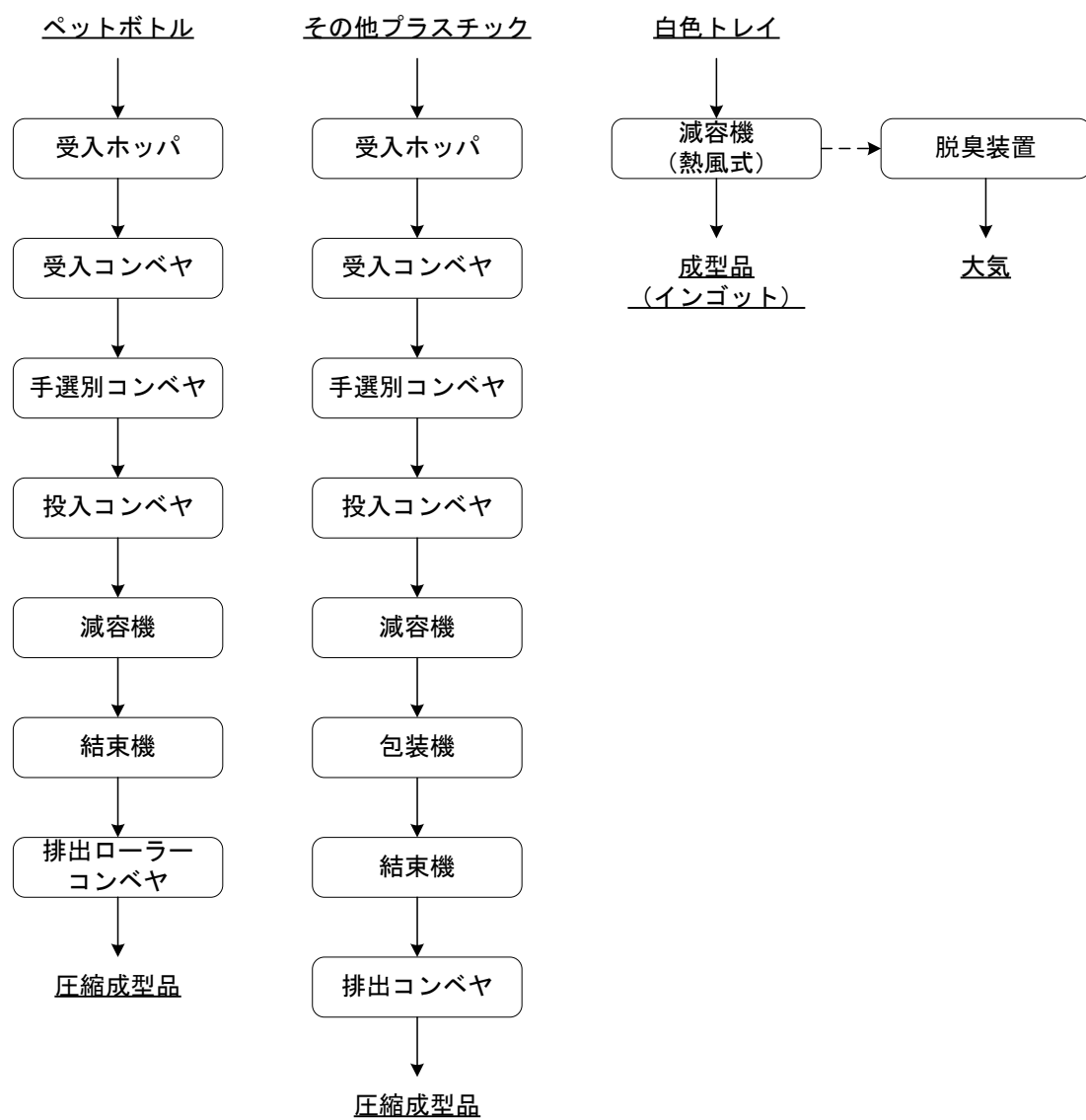


図 1-5 資源ごみ処理施設 処理フロー

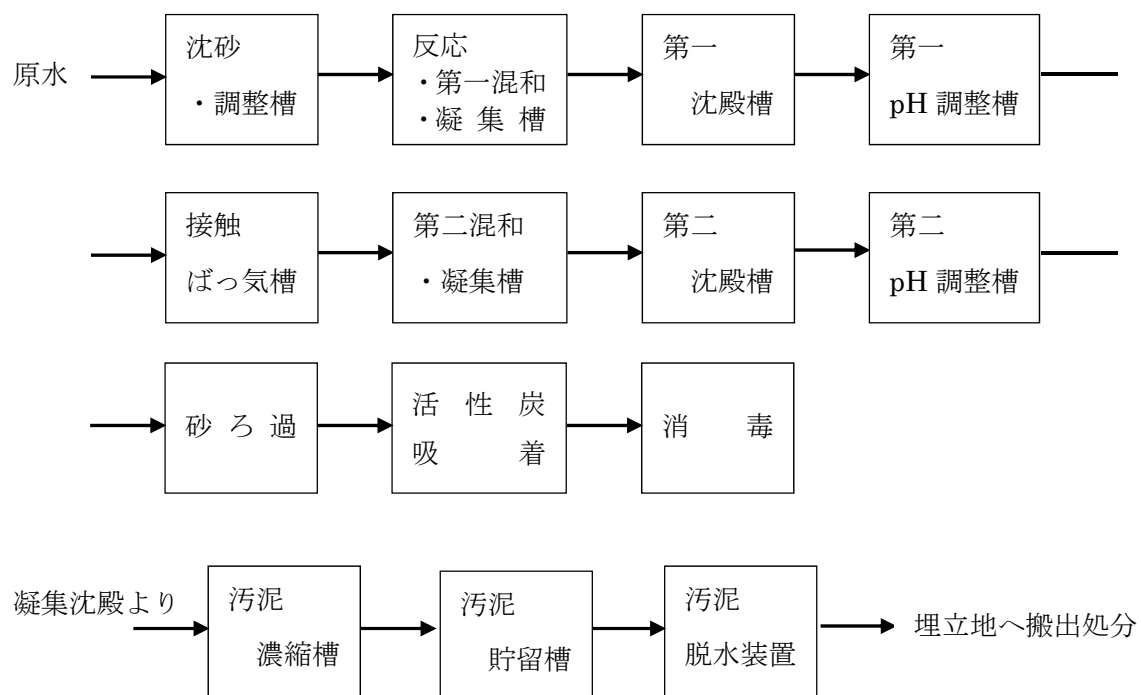


図 1・6 浸出水処理施設 処理フロー

5. 公害防止基準

本施設の公害防止基準は以下のとおりである。

1) 排出ガス基準

項 目	基準値
ばいじん濃度 (g/m ³ N) (酸素濃度 12%換算)	0.05以下
硫黄酸化物濃度 (ppm)	100以下
塩化水素濃度 (mg/m ³ N) (酸素濃度12%換算)	180以下
窒素酸化物濃度 (ppm) (酸素濃度12%換算)	250以下
ダイオキシン類排出濃度 (ng-TEQ/m ³ N) (酸素濃度12%換算)	5以下

2) 騒音基準

敷地境界線上にて次の基準値以下とする。

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
	8:00～19:00	6:00～8:00 19:00～22:00	22:00～6:00
第 2 種区域	60dB(A)以下	50dB(A)以下	45dB(A)以下

3) 振動基準

敷地境界線上にて次の基準値以下とする。

時間の区分	昼 間	夜 間
区域の区分	8:00～19:00	19:00～8:00
第 1 種	60dB 以下	55dB 以下

4) 悪臭基準

次に掲げるとおりとする。

(1) 1号基準（敷地境界線上における基準）

特定悪臭物質	1号基準（ppm）	2号	3号
アンモニア	1	●	
メチルメルカプタン	0.002		●
硫化水素	0.02	●	●
硫化メチル	0.01		●
二硫化メチル	0.009		●
トリメチルアミン	0.005	●	
アセトアルデヒド	0.05		
プロピオンアルデヒド	0.1	●	
ノルマルブチルアルデヒド	0.03	●	
イソブチルアルデヒド	0.07	●	
ノルマルバレルアルデヒド	0.02	●	
イソバレルアルデヒド	0.006	●	
イソブタノール	4	●	
酢酸エチル	7	●	
メチルイソブチルケトン	3	●	
トルエン	30	●	
スチレン	0.4		
キシレン	2	●	
プロピオン酸	0.03		
ノルマル酪酸	0.001		
ノルマル吉草酸	0.0009		
イソ吉草酸	0.001		

(2) 2号基準（気体排出口における基準）

(1)の表の「2号」の欄に●印を付した13項目

【基準値】悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条の規定に基づき、1号基準を基礎として計算式により算出した値

(3) 3号基準（排水水における基準）

(1)の表の「3号」の欄に●印を付した4項目

【基準値】悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第4条の規定に基づき、1号基準を基礎として計算式により算出した値。ただし、メチルメルカプタンについて計算結果が0.002mg/Lを下回る場合、当分の間は0.002mg/Lとする。

5) 排水基準

次に掲げるとおりとする。

pH	: 5.8～8.6
BOD	: 20 mg/L 以下
COD	: 30 mg/L 以下
SS	: 20 mg/L 以下
Ca ²⁺	: 100 mg/L 以下
大腸菌群数	: 1,000 個/cc

その他、上記以外の水質汚濁防止法の排水基準項目

6) 灰固化物の重金属溶出基準

次に掲げるとおりとする。

項 目	基 準 値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀またはその化合物	0.005mg/L 以下
カドミウムまたはその化合物	0.09mg/L 以下
鉛またはその化合物	0.3mg/L 以下
六価クロム化合物	1.5mg/L 以下
ひ素またはその化合物	0.3mg/L 以下
セレンまたはその化合物	0.3mg/L 以下
一・四ジオキサン	0.5mg/L 以下

7) 粉じん濃度

集じん機出口粉じん濃度 0.03g/Nm³ 以下

6. ユーティリティー条件

本施設におけるユーティリティー条件は以下のとおりである。

1) 電気

高圧電力 6,600V、1 回線

契約電力 530kW

2) 用水

井水

3) ガス

プロパンガス

4) 排水

(1) プラント排水・生活排水

プラント排水処理設備で処理後、再利用。

(2) ごみピット排水

炉内噴霧蒸発散化处理

(3) し尿

浄化槽処理水をプラント排水処理設備で処理後、再利用。

(4) 雨水排水

調整池へ放流。

7. 施設の基本性能

本要求水準書に示す施設の基本性能とは、本施設の各設備・機器がその能力を発揮し、公害防止基準等（第4節 5.参照）を遵守し、安全で安定的に各施設の処理能力（第4節 2.参照）に示す処理を可能とする能力であり、以下の図書において示されるものである。

また、基幹的設備改良工事終了後の本施設の基本性能は、基幹的設備改良工事の対象外設備は本業務開始時と同じであり、基幹的設備改良工事の対象設備については、対象設備及び施設全体として、「川内クリーンセンター基幹的設備改良事業 要求水準書（設計・建設編）」に示す「正式引渡し」時において確認される施設の性能である。

事業者は、本業務期間中、本施設の基本性能を維持しなければならない。

図書名

川内クリーンセンター建設工事 竣工図書一式（入札説明書 別紙2 閲覧用参考資料リスト参照）

8. 処理対象廃棄物

本施設における処理対象廃棄物を以下に示す。

1) 焼却施設

- ・一般可燃ごみ
- ・可燃性粗大ごみ及び破碎生成可燃物
- ・汚泥し渣

【組成】

(設計値)

		単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三成分	水分	%	64	52	38
	灰分	%	8	9	10
	可燃分	%	28	39.0	52.0
低位発熱量		kJ/kg	4,186	7,116	10,465
		kcal/kg	1,000	1,700	2,500
単位容積重量		t/m ³	0.35	0.25	0.15

(参考) 近年のごみ組成 (三成分等) (年度別平均値)

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
三成分	水分	%	48.1	45.7	41.3	48.8
	灰分	%	6.3	5.6	7.1	6.1
	可燃分	%	45.6	48.6	51.7	45.2
低位発熱量 (計算値)		kJ/kg	9,760	8,005	8,700	7,300
低位発熱量 (実測値)		kJ/kg	7,723	8,435	10,650	8,750
単位容積重量		t/m ³	0.25	0.22	0.20	0.19

(参考) 近年のごみ組成 (種類別組成) (年度別平均値)

組 成	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
紙・布類 (%)	47.0	51.5	42.6	46.5
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類 (%)	20.6	14.6	21.6	20.4
木・竹・わら類 (%)	13.9	21.6	18.5	16.1
厨芥類 (%)	9.3	8.5	11.4	11.4
不燃物 (%)	5.5	0.2	2.0	3.5
その他 (%)	3.7	3.6	3.9	2.1
計 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0

2) 粗大ごみ処理施設

- ・不燃ごみ：金属類、ガラス類、小型家電製品、ガレキ等
- ・不燃性粗大ごみ：家庭電化製品（家電リサイクル法対象品は除く）、自転車等
- ・可燃性粗大ごみ：木製家具建具類、建築廃材、布団、畳等

【組成】

不燃ごみ質

紙・布類	%	10
合成樹脂類	%	10
鉄類	%	30
アルミ類	%	2
ガラス類	%	40
ガレキ類	%	8
単位容積重量	t/m ³	0.15

粗大ごみ

金属類（自転車等）	%	30
ガレキ類（コンクリート片、ブロック等）	%	25
木製品（家具、木片）	%	20
合成樹脂類（容器、シート類）	%	10
その他（マットレス、畳等）	%	15
単位容積重量	t/m ³	0.1

3) 浸出水処理施設

（設計値）

項目	原水	処理水
pH	-	6～9
BOD	300 mg/L	20 mg/L 以下
COD	120 mg/L	30 mg/L
SS	300 mg/L	20 mg/L
Ca ²⁺	3,000 mg/L	100 mg/L
大腸菌群数	-	1,000 個/cc

（参考）近年の原水水質（年度別平均値）

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
pH	9.0	8.9	9.0	9.8
BOD	24 mg/L	18 mg/L	15 mg/L	26mg/L
COD	31 mg/L	29 mg/L	23 mg/L	35mg/L
SS	13 mg/L	12 mg/L	8 mg/L	10mg/L
Ca ²⁺	647 mg/L	466 mg/L	430 mg/L	572mg/L
Cl ⁻	4,142 mg/L	3,958 mg/L	3,400 mg/L	4,008mg/L
大腸菌群数	14	1	2	0

4) 資源ごみ処理施設

- ・容器包装リサイクル法に規定する、その他プラスチック製容器包装
- ・ペットボトル 350mL～5.5L (1.5L～2L が主体)

5) その他保管物

- ・透明びん (収集、直接搬入)
- ・茶色びん (収集、直接搬入)
- ・その他びん (収集、直接搬入)
- ・生きびん (収集、直接搬入)
- ・新聞 (直接搬入)
- ・雑誌 (直接搬入)
- ・ダンボール (直接搬入)
- ・紙パック (直接搬入)
- ・その他紙 (直接搬入)
- ・乾電池・蛍光灯・小型家電・携帯電話 (直接搬入)

第5節 一般事項

1. 要求水準書の遵守

事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

2. 関係法令等の遵守

事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守すること。「表 1-1 関係法令等例示」に関係法令等の例を示す。

3. 生活環境影響調査の実施

事業者は、基幹的設備改良工事前に廃棄物処理法に準じた生活環境影響の現況調査、予測評価を行うことで、本事業が生活環境に影響を及ぼさないことを示すこと。また、本市が実施する調査又は事業者が自ら行う調査により、環境に影響を与える可能性が見られる場合は、本市と協議のうえ、対策を講じること。

4. 薩摩川内市一般廃棄物処理実施計画の遵守

事業者は、本業務期間中、本市が毎年度定める「薩摩川内市一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

5. 官公署の指導等

事業者は、本業務期間中、官公署の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は契約書に定めるものとする。

6. 官公署等申請への協力

事業者は、本市が行う管理運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本市の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。資料の作成・提出に必要な関連費用（官公署への申請等の書類作成・提出に要する費用、説明等支援に要する費用等）は全て事業者が負担すること。なお、事業者が行う管理運営に係る申請に関しては、事業者の責任により行うこと。

表 1-1 関係法令等例示

・都市計画法 ・建築基準法 ・建設業法 ・消防法 ・道路法 ・道路交通法 ・砂防法 ・森林法 ・下水道法 ・水道法 ・環境基本法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・大気汚染防止法 ・水質汚濁防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・悪臭防止法 ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 ・労働基準法 ・労働安全衛生法 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・航空法 ・電波法 ・有線電気通信法 ・電気事業法 ・電気工事士法 ・電気用品取締法 ・計量法 ・高圧ガス取締法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・毒物及び劇物取締法 ・駐車場法 ・工場立地法	・事務所衛生基準規則 ・危険物の規制に関する規則・政令 ・一般高圧ガス保安規則 ・特定化学物質等障害予防規則 ・電気設備に関する技術基準 ・電気工作物の溶接に関する技術基準 ・クレーン等安全規則 ・クレーン構造規格 ・クレーン過負荷防止装置構造規格 ・電気機械器具防爆構造規格 ・溶接技術検定基準(JIS Z 3801) ・ボイラ及び圧力容器安全規則 ・圧力容器構造規格 ・日本工業規格(JIS) ・日本農林規格(JAS) ・電気規格調査会標準規格(JEC) ・日本電機工業会標準規格(JEM) ・電線技術委員会標準規格(JCS) ・日本油圧工業会規格(JOHS) ・内線規程 ・電気供給規程 ・地方自治法 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法） ・特定フロンの排出抑制・使用合理化指針 ・ごみ処理施設性能指針 ・その他関係法令、規格、規程、総理府令、通達及び技術指針等
--	--

7. 所轄官庁への報告

本施設の管理運営に関して、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については、本市の指示に基づき、速やかに対応すること。

8. 本市への報告・協力

- 1) 事業者は、施設の管理運営に関して、本市が求める報告、記録、資料等を速やかに提出すること。
- 2) 事業者は、定期的な報告は「第7章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第1章 第5節 12.緊急時対応」に基づくこと。

9. 本市の検査等への協力

本市が事業者の運転や設備の点検等を含む管理運営全般に対する立入検査を行う時は、事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

10. 実施状況のモニタリング

- 1) 本市は、事業者より提出される書類を元に、本業務の履行状況についてモニタリングを実施する。事業者は、本市の実施するモニタリングに対して協力すること。
- 2) 本市の実施するモニタリングに際し、事業者自ら業務のモニタリングを事前に実施すること。

11. 労働安全衛生・作業環境管理

- 1) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した安全衛生管理体制について本市に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。
- 3) 事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 4) 事業者は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従業員に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- 5) 事業者は、「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。
- 6) 事業者は、「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、従業員のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- 7) 事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 8) 安全作業マニュアルは施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- 9) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本市と協議の上、施設の改善を行うこと。
- 10) 事業者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員に対して健康診断を実施し、そ

の結果及び結果に対する対策について本市に報告すること。

- 1 1) 事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 1 2) 事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- 1 3) 事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

1 2. 緊急時対応

- 1) 事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- 2) 事業者は、緊急時（ごみピット火災を含む）における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善すること。
- 3) 事業者は、台風・大雨等による被害発生時、火災及び事故発生時に備えて、警察、消防、本市等への連絡体制を整備する。なお、体制を変更した場合には、速やかに本市に報告すること。
- 4) 事業者は、緊急対応マニュアルに基づき、防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の実施については事前に本市に連絡し、実施結果について報告すること。
- 5) 緊急時対応した場合には、事業者は直ちに対応状況及び運転記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。
- 6) 今後、本市が策定する「災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理実行計画」に基づき対応すること。

1 3. 施設使用者等への安全確保

事業者は、本施設への搬入者・見学者等の安全を確保する体制を整備し、搬入者・見学者等の安全を確保すること。

1 4. 地元活用

- 1) 事業者は、施設の管理運営に当たっては、本市での雇用促進に配慮すること。
- 2) 事業者は、施設の管理運営に当たっては、本市での備品等の調達に配慮すること。

1 5. 障がい者雇用

事業者は、本施設の管理運営にあたっては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者の雇用促進に配慮すること。

1 6. 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、事業者はその処理処分に協力しなければならない。なお、処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする。

1 7. 業務の引継ぎ

事業者は、本施設の運転に関して必要な業務の引継ぎを、管理運営業務開始前に、本市の指示する者より受けなければならない。なお、業務の引継ぎに係る費用は事業者の負担とする。

1 8. 個人情報の保護

- 1) 事業者は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令及び薩摩川内市個人情報保護条例を遵守し、本事業によって知り得た場合は、個人情報を適切に管理すること。
- 2) 事業者は、個人情報の管理にあたり、個人情報マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。

19. 作成書類・提出書類

- 1) 事業者は、本業務の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した業務実施計画書を業務開始前に本市に提出し、本市の承諾を受けること。
- 2) 業務実施計画書には、本業務の実施に当たり必要となる各種マニュアル、各業務の実施に当たり必要な業務計画書、本市への各種報告様式を含むこととし、業務計画書及び各種報告様式等の内容・提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法も含む。）については、本市との協議により決定すること。
- 3) 事業者は、各年度の業務が開始する 30 日前までに、業務実施計画書に基づき、当該年度の業務計画書を本市に提出し、当該年度の業務が始まる前に、本市の承諾を受けること。

表 1-2 業務実施計画書の構成（参考）

受付管理業務実施計画書
運転管理業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・月間運転計画、年間運転計画 ・運転管理マニュアル ・運転管理記録様式 ・日報・月報・年報様式 等を含む
維持管理業務実施計画書 ・業務実施体制表 ・調達計画 ・点検・検査計画 ・補修・更新計画 等を含む
環境管理業務実施計画書 ・環境保全基準 ・環境保全計画 ・作業環境基準 ・作業環境保全計画 等を含む
情報管理業務実施計画書 ・各種報告書様式 ・各種報告書提出要領 等を含む
関連業務実施計画書 ・清掃要領・体制 ・防火管理要領・体制 ・施設警備防犯要領・体制 ・見学者対応要領・体制 ・住民対応要領・体制 等を含む
その他 ・緊急対応マニュアル ・事業継続計画 ・安全管理衛生体制 ・安全作業マニュアル ・個人情報保護マニュアル 等を含む

第6節 業務条件

1. 管理運營業務

本業務は、次に基づいて行うものとする。

- 1) 川内クリーンセンター基幹的設備改良事業 特定事業契約書
- 2) 川内クリーンセンター基幹的設備改良事業 要求水準書（設計・建設編）
- 3) 川内クリーンセンター基幹的設備改良事業 要求水準書（管理運営編）
- 4) 川内クリーンセンター基幹的設備改良事業 提案書
- 5) その他本市の指示するもの

2. 提案書の変更

本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において本要求水準書を満足させるよう、提案書の変更を行うものとする。

3. 要求水準書の記載事項

1) 記載事項の補足等

本要求水準の記載事項については、本要求水準書を上回って実施することを妨げるものでなく、明記されていない事項であっても、本施設を管理運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。

事業者は「(参考)」と記載されたものについて、本施設を管理運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

4. 契約金額の変更

「2. 提案書の変更」又は、「3. 要求水準書の記載事項」の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

5. 業務期間終了時の引渡し条件

事業者は業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を引き渡すこと。

1) 浸出水処理施設

- (1) 本市が本要求水準書に記載のある業務の実施を行うに当たり、2年間は支障の無い状態であること。

- (2) 本市が本要求水準書に記載のある業務の実施を行うに当たり支障の無いよう、本市が指示する内容の業務の引継ぎを行うこと。
- (3) 引渡し条件の詳細については、業務期間終了 5 年前より、本市と協議すること。

2) その他施設

- (1) 業務期間終了時のごみピット、灰ピット、水槽等の残留物は全て処理すること。
- (2) 各種薬品が施設内に残存しないようにすること。
- (3) 引渡し条件の詳細については、業務期間終了 5 年前より、本市と協議すること。

第2章 管理運営体制

1. 業務実施体制

- 1) 事業者は、本業務の実施にあたり、受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、関連業務の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した業務実施体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。

2. 有資格者の配置

- 1) 事業者は、本業務の現場総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格要件を有する者で、一般廃棄物を対象とした全連続運転式焼却施設で現場総括責任者として1年以上の経験を有する者を配置すること。なお、本業務開始時から基幹的設備改良工事が完了するまでは継続して専任で配置すること。
- 2) 事業者は、電気主任技術者を配置すること。なお、配置される電気主任技術者は、電気事業法第43条第1項及び「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成26年3月31日改正）」に基づき選任されるものとする。
- 3) 事業者は、本業務を行うにあたり、その他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。

表 2-1 管理運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	維持管理に関する技術上の管理者
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理 (常時 50 人以上の労働者を使用する事業場)
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理 (常時 50 人以上の労働者を使用する事業場)
酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
クレーン運転の特別講習受講者	クレーンの運転
電気主任技術者	本施設内電気工作物の保安・監督
特定化学物質等作業主任者	特定化学物質を製造又は取り扱う作業

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

3. 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。

第3章 受付管理業務

1. 受付管理業務

事業者は、本要求水準書、提案書等を遵守し、適切な受付管理業務を行うこと。

2. 受付管理

- 1) 事業者は、本市の指示する廃棄物等を搬入・搬出する車両を計量棟において記録・確認し、管理を行わなければならない。
- 2) 事業者は、直接搬入ごみを搬入する車両を計量棟において記録・確認し、管理を行わなければならない。この際、本市が定める受入基準（薩摩川内市のホームページに公表している「ごみの分別ハンドブック」を参照）を満たしていることを確認すること。直接搬入ごみが受入基準を満たしていない場合は、受け入れてはならない。受入基準は、原則として毎年度、本市が定めるものとする。

3. 計量

事業者は、本市の指示する廃棄物等を搬入・搬出する車両、直接搬入ごみを搬入する車両を計量棟において計量し、その記録を管理しなければならない。

4. 手数料の徴収

- 1) 事業者は、本市の条例に基づき、本施設に廃棄物を搬入しようとするものから、本市に代わり、手数料を徴収しなければならない。なお、徴収方法は本市が定める方法で行うこと。
- 2) 事業者は、徴収した手数料を、契約書に定める方法によって、本市へ納付すること。

5. 廃棄物搬入許可書発行

事業者は、本市の許可した申請者に対して、本施設への廃棄物搬入許可書を発行すること。なお、廃棄物搬入許可書の発行に要する費用は全て事業者負担とする。

6. 甕島外搬出調整

事業者は、甕島から本施設へ搬入される日時、廃棄物量等に関して、甕島の担当者と必要な業務調整を行うこと。

7. 案内・指示

事業者は、本施設への搬入車両に対し、ごみの降ろし場所について、案内・指示しなければならない。案内・指示にあたっては、丁寧かつ分かり易く行わなければならない。

8. 受付時間

- 1) 本市の条例に基づく受付時間において、計量棟にて受付業務を行うこと。
- 2) 日曜日、年末年始、平日夜間等の受付時間外についても、本市が事前に指示する場合は、受付業務を行うこと。

第4章 運転管理業務

1. 本施設の運転管理業務

事業者は、本施設の各設備を適切に運転し、本施設の基本性能（第1章 第4節 7. 参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止基準等を遵守し適切に処理するとともに、運転管理業務を行うこと。

2. 運転条件

事業者は、以下に示す運転条件に基づき、本施設を適切に運転管理すること。

1) 処理能力

本施設の処理対象廃棄物（第1章 第4節 8. 参照）に対し、十分な処理能力（第1章 第4節 2. 参照）を有すること。

2) 運転時間

本施設の運転時間は、以下のとおりとする

- ①焼却施設 24 時間／日
- ②不燃・粗大ごみ処理施設 5 時間／日
- ③資源ごみ処理施設 5 時間／日
- ④浸出水処理施設 24 時間／日

3) 施設動線

事業者は、通常時、繁忙時、緊急時を想定した動線計画を本市と協議のうえ、作成し、実施すること。なお、変更が生じた場合、本市の承諾を得ること。

4) 計画ごみ質

「第1章 第4節 5. 公害防止基準」参照

5) 公害防止基準

「第1章 第4節 5. 公害防止基準」参照

6) ユーティリティー条件

「第1章 第4節 6. ユーティリティー条件」参照

7) 車両等の仕様

- (1) 本市他施設への搬出車両については、別途本市の指示により車両を選定すること。
- (2) 副資材等の搬入車両については、本施設の管理運営に支障のない車両を選定すること。

3. 搬入物の性状分析

- 1) 事業者は、本施設に搬入された廃棄物の性状について、その分析項目、方法、頻度は、「一般廃棄物処理事業に対する指導を伴う留意事項（昭和 52 年 11 月 4 日環整第 95 号）」を満たすこと。

4. 搬入管理

- 1) 事業者は、安全に搬入が行われるように、本施設において、必要に応じて人員を配置する等、搬入車両を適切に案内・指示・誘導すること。案内・指示にあたっては、丁寧かつ分かり易く行うこと。
- 2) 事業者は、本市が行っている搬入禁止物の混入防止の為の周知・啓発に協力すること。
- 3) 事業者は、本施設に搬入される廃棄物について、プラットフォーム、受入ホップ及びごみピットにおいて、搬入禁止物の発見に努めること。
- 4) 事業者は、直接搬入ごみに含まれる搬入禁止物の確認をプラットフォーム内にて実施し、その混入を防止すること。特に、段ボール箱等に入れられたものについては、その中身を十分に確認すること。
- 5) 事業者は、搬入廃棄物の中から搬入禁止物を発見した場合、その搬入禁止物を返還し、処分方法を案内すること。なお、処分方法については、別途本市が指示する。
- 6) 事業者は、本市が収集する可燃物の中から搬入禁止物を発見した場合、本市に報告し、本市の指示に従うこと。
- 7) 事業者は、本市が行うプラットフォーム内での搬入検査に対して協力すること。
- 8) 事業者は、直接搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
- 9) 事業者は、本施設内において、事故等が発生しないように、適切な安全管理を行うこと

5. 適正処理

- 1) 事業者は、搬入された廃棄物を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等を遵守し、適切に処理を行うこと。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。なお、当該廃棄物の処理に係る費用は、全て事業者が負担し、当該廃棄物を本施設で再度処理する場合であっても、本市は一切の費用を負担しないことに留意すること。
- 2) 事業者は、本施設より排出される主灰、灰固化物、浸出水等が関係法令、公害防止基準を満たすように適切に処理すること。主灰、灰固化物、浸出水等が上記の関係法令、公害防止基準を満たさない場合、事業者は上記の関係法令、公害防止基準を満たすよう必要な処理を行うこと。

6. 適正運転

事業者は、本施設の運転が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等を満たしていることを自らが行う検査によって確認し、その結果を本市に報告すること。

7. 保管・積み込み

事業者は、本施設から搬出される主灰、灰固化物、資源化物、処理困難物、処理残渣等を適切に保管し、搬出車両への積み込み作業までを行うこと。なお、品目毎の保管・積み込みの所掌範囲は別紙2に示す。

8. 場内運搬

事業者は、資源物、処理困難物、処理残渣等を本施設内の本市が指示する場所に運搬すること。なお、運搬時は落下・飛散がないよう十分に留意すること。

9. 搬出物の性状分析等

- 1) 事業者は、本施設より搬出する主灰、飛灰固化物、資源化物、処理困難物、処理残渣等の量について計量・管理を行うこと。
- 2) 事業者は、本施設より搬出する主灰、飛灰固化物、資源化物、処理困難物、処理残渣等の性状について定期的に分析・管理を行うこと。

10. 運転計画の作成

- 1) 事業者は、本施設の年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、実施すること。
- 3) 事業者は、年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じた場合、本市と協議の上、計画の変更を行うこと。

11. 運転管理マニュアルの作成

- 1) 事業者は、本施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、操作手順、方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた運転を実施すること。
- 2) 事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善すること。なお、運転管理マニュアルを変更する場合は、本市の承諾を得ること。

1 2. 運転管理記録の作成

事業者は、以下の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成しなければならない。
なお、記録の内容については、本市の指示に従うこと。

- 1) 運転データ
- 2) 用役データ
- 3) 保守点検・検査、補修・整備内容等

第5章 維持管理業務

1. 維持管理業務

事業者は、精密機能検査（第1章 第4節 7. 参照）を踏まえ、本施設の基本性能（第1章 第4節 7. 参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等を遵守した適切な処理が可能となるよう、本施設の維持管理業務を行うこと。

2. 本施設の機能維持

事業者は本施設の基本性能（第1章 第4節 7. 参照）を業務期間にわたり維持すること。

なお、本施設は「第1章 第4節 1.対象施設」に示すとおりであり、プラント機械・電気設備のみならず、土木・建築及び建築設備、建築電気設備、建築機械設備、外構も含まれていることに留意すること。

3. 精密機能検査

事業者は、3年毎に本施設の精密機能検査を第三者機関にて実施すること。業務期間中の最初の精密機能検査は、基幹的設備改良工事終了後の初年度に実施すること。なお、詳細な検査実施項目については、本市と事前に協議するものとする。

4. 点検・検査計画の作成

- 1) 事業者は、点検及び検査を、本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。なお、本施設から川内川放流口までの排水管の異常点検についても計画に含めること。
- 2) 事業者は、本施設の点検・検査計画について、日常点検、定期点検、法定点検・検査（表 5-1 法定点検項目（参考））、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、業務期間を通じたもの）を作成し本市の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、すべての点検・検査について、本施設の基本性能の維持及び運転の効率性を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うこと。
- 4) 事業者は、機器別の管理方法を明記した機器別管理基準を作成し、本市の承諾を得たうえで、当該基準に従って管理すること。また、内容は必要に応じて更新し、変更が生じた場合には、速やかに本市に報告すること。

表 5-1 法定点検項目（参考）

設備名	法律名	備考
クレーン ごみクレーン 2基 灰クレーン 1基 ホイスト式 クレーン 1基	労働安全衛生法 クレーン安全規則 第 34 条 定期自主検査(荷重試験等)	1 年 1 回
	第 35 条 定期自主検査(ワイヤーロープ 等)	1 月 1 回
	第 36 条 作業開始の点検	1 日 1 回
	第 38 条 自主検査の記録	3 年間保存
	第 40 条 性能検査	2 年に 1 回
第 1 種圧力容器 給湯温水発生器 暖房温水発生器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 第 67 条 定期自主検査	1 月 1 回
	第 73 条 性能検査	1 年 1 回
第 2 種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 第 88 条 定期自主検査	1 年 1 回
計量機(トラックスケール) 30t × 1 基	計量法 第 139 条 定期検査	2 年毎
消防用設備	消防法 第 17 条 3 の 3 点検及び報告 施行規則 第 31 条の 4 点検の内容及び方法	報告は 3 年に 1 回
無線設備	電波法 第 13 条 無線局免許手続規制 第 17 条(再免許申請)	5 年に 1 回
電気設備	電気事業法 第 106 条 電気関係報告規則 第 2 条 自家用発電所半期報告	1 年に 2 回(4、10 月)
	電気関係報告規則 第 3 条 事故報告	発生時(速報及び詳細)
	施行規則 第 51 条第 2 項 保安規定変更届	適宜
	施行規則 第 55 条 主任技術者選任、解任	適宜
酸素欠乏危険場所	労働安全衛生法 酸素欠乏症等防止規則 第 3 条	作業開始前
貯水槽	水道法 施行規則 23 条 水槽の清掃	1 年に 1 回
	施行規則 24 条 検査	1 年に 1 回
地下タンク	消防法 第 14 条の 3 法定点検	3 年に 1 回
浄化槽	浄化槽法 第 8 条 保守点検	1 年に 1 回
	第 10 条 浄化槽管理者の義務	
	第 11 条 定期検査	1 年に 1 回
一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 8 条の 3(施設の維持管理) 省令第 4 条の 5(施設の技術上の基準) 燃焼温度 800℃以上、集じん器入口 200℃以下 熱灼減量 10%以下、CO 濃度 100ppm 以下 排ガス中のダイオキシン類濃度測定	1 年 1 回
	ばい煙測定	2 月 1 回

設備名	法律名	備考
	厚生省通知(環整第 95) ごみ質	1 年 4 回
	熱灼減量	1 月 1 回
	第 8 条の 4(記録及び閲覧) 維持管理記録作成	1 月 1 回
	施行規則第 5 条 精密機能検査	3 年 1 回
	施行令 第 4 条の 2(埋立処分に関する基準) 環境大臣が定める方法 飛灰中の重金属	1 年 4 回
	大気汚染防止法 施行規則第 15 条 ばい煙測定(ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、 硫黄酸化物)	2 月 1 回
	ダイオキシン類対策特別措置法 第 28 条 1、2 排ガス、排出水の測定義務 (排ガス、排出水、ばいじん、主灰、飛灰処理物)	1 年 1 回
	労働安全衛生規則 第 592 条の 2(作業環境ダイオキシン類) 定期的に空気中のダイオキシン類濃度測定	1 年 2 回
	建築基準法 第 12 条第 2 項、第 4 項 定期点検	3 年 1 回 1 年 1 回 (建築設備)
ガス濃度計	計量法 第 16 条 四成分分析濃度計(CO、O ₂ 、SO ₂ 、NO ₂)	8 年 1 回
薬品貯留設備	水質汚濁防止法 第 14 条 環境省令で定めるところにより定期に点検し、その 結果を記録し、これを保存する	適切な頻度

5. 点検・検査の実施

- 1) 事業者は、点検・検査計画に基づいて、点検・検査を実施すること。
- 2) 事業者は、日常点検で異常が発生した場合や事故が発生した場合等は、臨時点検を実施すること。
- 3) 事業者は、本施設の点検・検査に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市の定める年数を保管すること。
- 4) 事業者は、本施設の点検・検査結果報告書を作成し、本市に報告すること。

6. 補修計画の作成

- 1) 事業者は、業務期間を通じた本施設の補修計画を作成し、本市に提出すること。作成した補修計画について、本市の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、業務期間を通じた本施設の補修計画について、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、本市に提出すること。更新した補修計画については、本市の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、本施設の点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、本市に提出すること。作成した各年度の補修計画は本市の承諾を得ること。
- 4) 点検・検査結果に基づき、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整等を、事業者が計画すべき補修の範囲とする。

7. 補修の実施

- 1) 事業者は点検・検査結果に基づき、本施設の基本性能を維持するために、補修を行うこと。
- 2) 事業者は、補修に際し、補修工事施工計画書を本市に提出し、承諾を得ること。
- 3) 事業者は、各設備・機器の補修に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市の定める年数を保管すること。
- 4) 事業者が行うべき補修の範囲は「表 5-2 補修の範囲（参考）」のとおりである。

表 5-2 補修の範囲（参考）

作業区分			概 要	作業内容（例）
補修工事	予防保全	定期点検整備	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう）。	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
		更正修理	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事故保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

8. 機器更新

- 1) 事業者は、業務期間内における本施設の基本性能を維持するために、機器の耐用年数を考慮した業務期間に渡る更新計画を作成し、本市の承諾を得ること。承諾を得た更新計画については、長寿命化計画へ反映すること。
- 2) 事業者は、業務期間中に本市が最新の更新計画の作成を求める場合は、最新の更新計画を作成し、本市の承諾を得ること。承諾を得た更新計画については、長寿命化計画へ反映すること。
- 3) 事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、事業者の費用と責任において、機器の更新を行うこと。ただし、法令改正、不可抗力によるものは事業者による、機器更新の対象から除くものとする。

9. 長寿命化計画の作成及び実施

- 1) 事業者は、ストックマネジメントの観点から、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成 27 年 3 月改訂 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）等に基づき、本施設の長寿命化計画を作成すること。
- 2) 事業者は、点検・検査、補修、更新、精密機能検査等の結果に基づき、毎年度、長寿命化計画を更新し、その都度、本市の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、作成した長寿命化計画に基づき、本施設の基本性能を維持するために必要な点検・検査、補修・更新、精密機能検査等を実施すること。

10. 改良保全

- 1) 事業者は、改良保全を行う場合は、改良保全に関する計画を提案し、本市と協議すること。
- 2) 提案内容に関しては、財産処分を含め、本市において判断・了承する。
- 3) 改良保全や新技術の採用により得失が生じる場合、費用は両者で調整する。

11. 備品（機器の予備品及び消耗品以外）・什器・物品・用役の調達

事業者は、備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、本市に提出すること。

12. 備品（機器の予備品及び消耗品以外）・什器・物品・用役の管理

- 1) 事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。
- 2) 事業者は、本市からの貸与物については、適切に管理すること。
- 3) 事業者は、本施設内の電気等の用役について、すべてを負担すること。

13. 機器の予備品及び消耗品等の調達

- 1) 事業者は、機器の予備品及び消耗品等の調達計画を作成し、本市に提出すること。
- 2) 機器の予備品については、必要な保守、整備がされていても、破損、損傷、摩耗する確率が高い部品、破損・損傷・摩耗により、施設の運転継続に重大な支障をきたす部品、市販されておらず納入に時間のかかる部品、機器の消耗品であっても予備として置いておくことが望ましい部品等とすること。
- 3) 機器の消耗品は、運転により確実に損耗し、1 年以内に消耗するであろう部品、開放点検時に取り替えの必要な部品等とすること。

1 4. 機器の予備品及び消耗品等の管理

事業者は、調達計画に基づき調達した機器の予備品及び消耗品等を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

第6章 環境管理業務

1. 環境管理業務

事業者は、精密機能検査（第1章 第4節 7. 参照）を踏まえ、本施設の基本性能（第1章 第4節 7. 参照）を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守した適切な環境管理業務を行うこと。

2. 環境保全基準

- 1) 事業者は、関係法令、公害防止基準等を遵守した環境保全基準を作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、本施設の管理運営にあたり、環境保全基準を遵守すること。
- 3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、本市と協議すること。

3. 環境保全計画

事業者は、業務期間中、本施設の環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、本市の承諾を得ること。なお、頻度等については、現行（別紙3）以上とすること。

事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認し、本市に報告すること。

4. 作業環境保全基準

- 1) 事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境保全基準を作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、本施設の管理運営にあたり、作業環境保全基準を遵守すること。
- 3) 法改正等により作業環境保全基準を変更する場合は、本市と協議すること。

5. 作業環境保全計画

- 1) 事業者は、業務期間中、本施設の作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認し、本市に報告すること。

第7章 情報管理業務

1. 情報管理業務

事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。

2. 運転管理記録報告

- 1) 事業者は、廃棄物搬入量、廃棄物搬出量、副資材搬入量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、本市に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡し方法を含む。）は、本市と協議のうえ、決定すること。
- 3) 運転記録に関するデータを法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。
- 4) その他、住民からの苦情、事故等の本市が報告を求める事項について、速やかに報告すること。

3. 点検・検査報告

- 1) 事業者は、点検・検査計画を記載した点検・検査計画書、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、本市に提出すること。
- 2) 計画書、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡し方法を含む。）は本市と協議の上、決定すること。
- 3) 事業者は、点検・検査に関するデータを、法令等で定める年数又は本市の定める年数を保管すること。

4. 補修・更新報告

- 1) 事業者は、補修計画を記載した補修計画書、補修結果を記載した補修結果報告書を作成し、本市に提出すること。
- 2) 事業者は、更新計画を記載した更新計画書、更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、本市に提出すること。
- 3) 計画書、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡し方法を含む。）は本市と協議の上、決定すること。
- 4) 事業者は、補修・更新に関するデータを、法令等で定める年数又は本市の定める年数を保管すること。

5. 環境保全報告

- 1) 事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し本市に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡し方法を含む。）は本市と協議の上、決定すること。
- 3) 事業者は、環境保全に関するデータを、法令等で定める年数又は本市の定める年数を保管すること。

6. 作業環境保全報告

- 1) 事業者は、作業環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、本市に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡し方法を含む。）は本市と協議の上、決定すること。
- 3) 事業者は、作業環境管理に関するデータを、法令等で定める年数又は本市の定める年数を保管すること。

7. 調達結果報告

- 1) 事業者は、備品（機器の予備品及び消耗品を含む）・什器・物品・用役等の調達結果を記載した調達報告書を作成し、本市に提出すること。
- 2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡し方法を含む。）は本市と協議の上、決定すること。
- 3) 事業者は、調達に関するデータを、法令等で定める年数又は本市の定める年数を保管すること。

8. 施設情報管理

- 1) 事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。
- 2) 事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- 3) 本業務の対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については、本市と協議の上決定すること。

9. 一般廃棄物処理施設の維持管理の記録に関する報告

- 1) 事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく一般廃棄物処理施設の維持管理の記録について、本市が公表できるように、本施設に関する維持管理の記録を報告すること。
- 2) 報告内容及び頻度については、本市の指示に従うこと。

10. その他管理記録報告

- 1) 事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、又は事業者が自主的に管理記録する項目のうち、本市が要望する管理記録について、管理記録報告を作成し、提出すること。
- 2) 提出頻度・時期・詳細項目については、本市と協議のうえ、決定すること。
- 3) 事業者は、本市が要望する管理記録を、法令等で定める年数又は本市の定める年数を保管すること。

第 8 章 関連業務

1. 関連業務

事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

2. 清掃

- 1) 事業者は、本施設内の清掃計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。
- 3) 本施設の清掃計画には、管理棟の 1 階事務室、階段及び 2 階会議室、工場棟 2 階ホール等の床ワックス清掃を含めること（別紙 4 参照）。

3. 植栽管理

- 1) 事業者は、本施設内の植栽管理計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 本施設内の植栽管理計画には、本施設内の水処理施設から川内川放流口までの排水管周辺の草刈を年 4 回以上、放流口周辺の草刈を年 1 回以上、本施設内植栽区域の樹木剪定を年 1 回以上を含めること（別紙 5、別紙 6 を参照）。なお、草刈後は本施設の焼却施設に搬入の上、処理すること。

4. 防火・防災管理

- 1) 事業者は、消防法等関係法令に基づき、本施設の防火・防災上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備し、本市の承諾を得て、届出を行うこと。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- 2) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火・防災管理上、問題がある場合は、本市と協議のうえ、施設の改善を行うこと。
- 3) 事業者は、特にごみピット、ストックヤード等については、入念な防火管理を行うこと。
- 4) 事業者は、定期的に消防訓練、避難訓練等を行うこと。

5. 施設警備・防犯

- 1) 事業者は、本施設内の施設警備防犯体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した施設警備防犯体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- 3) 事業者は、本施設内の警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

6. 見学者対応

- 1) 事業者は、見学者の受付を行い、施設の稼動状況及び環境保全状況等の説明を行い、見学者の理解を得るように努めること。なお、行政視察等で本市から要請があった場合は、本市へ協力すること。
- 2) 事業者は、設計建設期間中に見学者説明要領書を作成し、設計建設期間終了までに本市の承諾を得ること。

7. 住民対応

- 1) 事業者は、常に適切な管理運営を行うことにより、周辺住民の信頼と理解、協力を得ること。
- 2) 事業者は、本施設の管理運営に関して、住民等から意見等があった場合は、適切に対応し、本市に報告すること。
- 3) 本施設に対する苦情等、事業者による対応が困難な住民対応は本市で行う。事業者にて対応が困難な場合、速やかに本市に連絡すること。
- 4) 事業者は、本市が実施する住民説明会等に際して、本市から要請があった場合は、説明資料の作成等、本市へ協力を行うこと。

8. グランドゴルフ場し尿汲み取り

事業者は、本施設に隣接するグランドゴルフ場のし尿汲み取りを行うこと。

9. 汚泥

事業者は、本施設内の浸出水処理工程で発生した汚泥を適宜、本市の指示する場所に搬入すること。

別紙1 本業務の業務範囲（参考）

業務区分	業務対象 施設※1	業務内容	市	民間 事業者
(1) 受付管理	⑤	・ 収集・拠点ごみの受入受付		○
		・ 直接搬入ごみの受入受付		○
		・ 計量受付/料金徴収事務受付		○
	④	・ 搬入許可申請書発行		○
		・ 甌島外搬出調整		○
(2) 運転管理	共通	・ 運転管理計画の策定		○
		・ 運転管理		○
		・ 日報、月報、年報の作成		○
	①、③、 ⑥、⑦、 ⑧	・ プラットホーム監視・誘導		○
		・ 搬入出管理（目視確認等）		○
		・ 搬入出物の性状管理		○
	⑨	・ 水質管理		○
	①、②、 ③、⑥、 ⑦、⑧	・ 資源化物の管理・カレット積込		○
		・ 処理困難物・蛍光管の積込		○
		・ 残渣、飛灰固化物、資源物の積込		○
(3) 維持管理	共通	・ 物品、用役（需要）の調達・管理		○
		・ 消耗品調達・管理		○
		・ 各設備・機器等の点検・補修計画の作成、実施（表7参照）		○
		・ 周辺施設保全（駐車場、外構施設、植栽、法面草刈、除雪等）		○
		・ 重機・車輛のリース、維持管理		○
	①、②、 ③、⑦	・ 精密機能検査		○
(4) 資源化等	共通	・ 鉄くず等スクラップの資源化	○	
	③	・ 鉄、アルミの資源化	○	
		・ びん・カレットの資源化	○	
	⑥、⑦、 ⑧	・ 白色トレイ、ペットボトル、プラスチック製容器包装の資源化	○	
(5) 処理・処分	共通	・ 処理困難物場外運搬処分	○	
		・ 焼却残渣、資源物等の場内運搬		○
	①	・ 焼却残渣場外運搬処分	○	
	②	・ 飛灰固化物場外運搬処分	○	
	③	・ 有害ごみ・危険物の中間処理及び場外運搬処分（ガスボンベ・使用済み蛍光管、乾電池等）	○	
(6) 施設環境 管理	共通	・ 環境管理（排ガス、粉じん、熱灼減量、ダイオキシン類、悪臭、騒音、振動等）		○
		・ 最終処分場地下水・浸出水等水質分析		○

		・ 作業環境管理		○
(7) 情報管理	共通	・ 日報、月報、年報の作成		○
		・ 修繕記録の作成		○
		・ 施設情報管理		○
		・ 各種報告書の作成・管理		○
		・ 設計図書等施設情報の管理		○
(8) 関連業務	共通	・ 施設清掃		○
		・ 施設警備		○
		・ 見学者対応	△※2	○
		・ 住民対応・住民説明	△※2	○
		・ 防災管理		○
		・ グランドゴルフ場し尿汲み取り		○

※1：業務対象施設は、P1-7 の図 1-1 を参照すること。

※2：見学者対応、住民対応・住民説明の窓口は市とし、説明資料の作成等、技術的な支援は事業者とする。

別紙２ 保管・積込みの所掌区分

項目	分類	保管	積込み
主灰（処理残渣を含む）	—	事業者	事業者
飛灰固化物	—	事業者	事業者
処理困難物	—	事業者	本市（売却業者）
資源物	紙類	事業者	事業者
	ビン類（ワンウェイ）		
	ビン類（生きビン）		
	アルミ缶	事業者	本市（売却業者）
	スチール缶		
	破碎スチール		
	ペットボトル		
	プラスチック類		
	白色トレイ（インゴット）		
	蛍光管		本市（委託業者）
	携帯電話・PHS		
	小型家電		

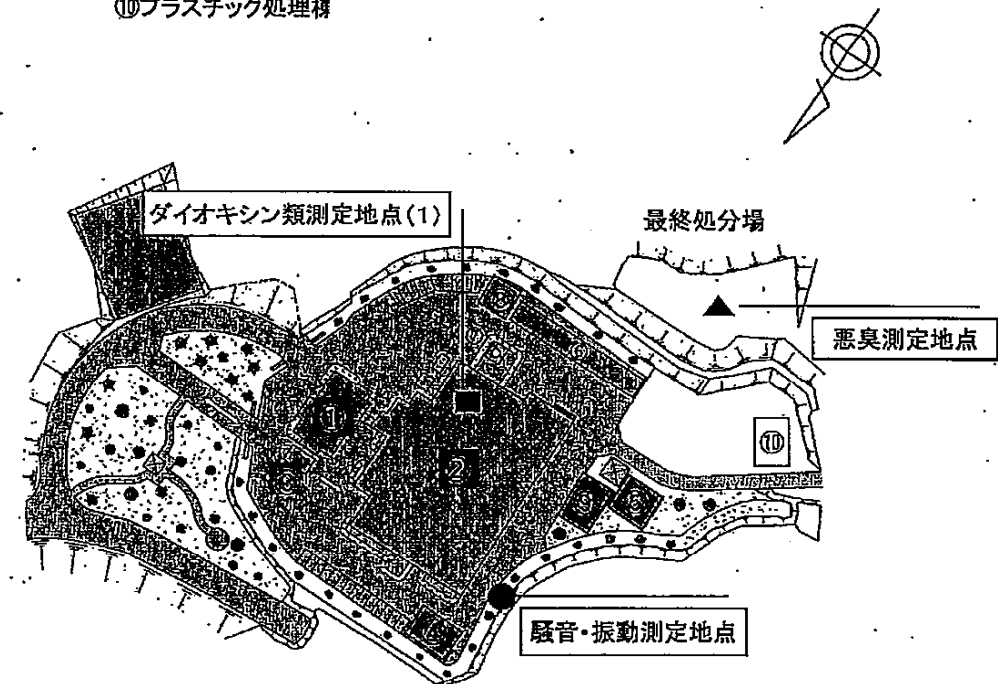
別紙 3 現行の環境測定等頻度

項目		頻度等	測定場所等
ばい煙	ばいじん	2 回／年・炉	バグフィルタ 出口付近
	窒素酸化物		
	塩化水素		
	硫黄酸化物		
ごみ質	可燃ごみ	4 回／年	昭和 52 年 11 月 4 日付 環整第 95 号 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課 長通知による測定方法
熱灼減量	焼却残渣	1 2 回／年	
ダイオキシン類	排ガス	2 検体	平成 11 年総理府令第 67 号 (JIS K 0311 「排ガス中のダイオキシン類の測定方 法」)
	環境大気	2 検体	工場棟屋上、最終処分場調整池横 平成 11 年環境庁告示第 68 号「ダイオキ シン類による大気の汚染、水質の汚濁及び 土壌の汚染に係る環境基準について」及び 平成 13 年環境省「ダイオキシン類に係る 大気環境調査マニュアル」
	浸出水処理水	1 検体	放流水 平成 11 年環境庁告示第 68 号 (JIS K 0312 「工場用水・工場排水中のダイオキシン類 の測定方法」)
	地下水	2 検体	モニタリング井戸 平成 11 年環境庁告示第 68 号 (JIS K 0312 「工場用水・工場排水中のダイオキシン類 の測定方法」)
	河川水	1 検体	小倉川 平成 11 年環境庁告示第 68 号 (JIS K 0312 「工場用水・工場排水中のダイオキシン類 の測定方法」)
	周辺土壌	2 検体	グラントゴルフ場、最終処分場調整池横 平成 12 年環境庁「ダイオキシン類に係る 土壌調査マニュアル」
	飛灰	2 検体	平成 4 年厚生省告示第 192 号「特別管理 一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係 る基準の検定方法」
	焼却灰	2 検体	平成 4 年厚生省告示第 192 号「特別管理 一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係 る基準の検定方法」
悪臭		1 回／年	工場棟北側の敷地境界 環境庁告示第 9 号
騒音		3 回／年	工場棟北側の敷地境界 JIS-Z8731
振動		2 回／年	工場棟北側の敷地境界 JIS-Z8735

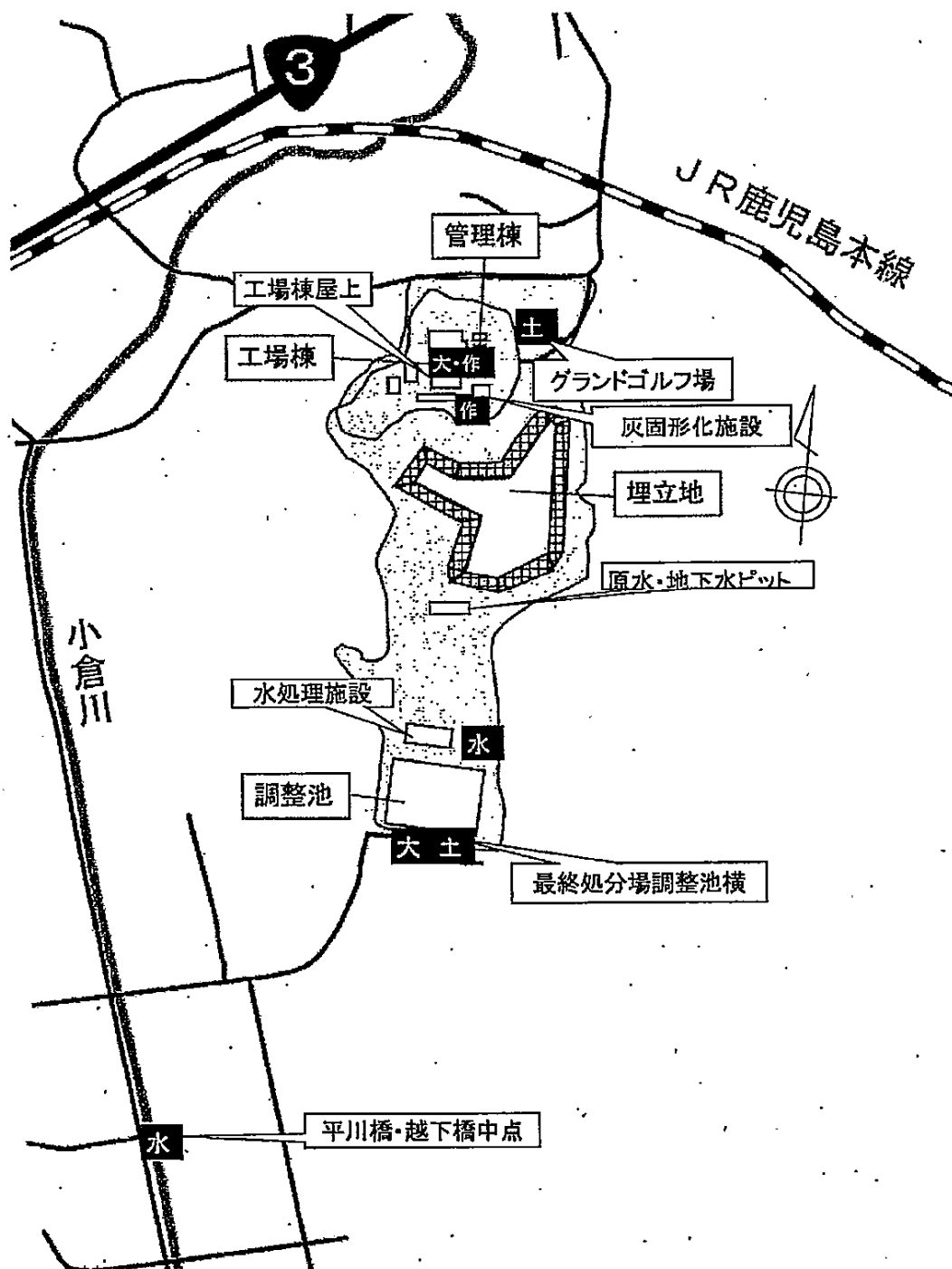
項目		頻度等	測定場所等
作業環境	焼却炉周辺	2 回／A・B 測定	平成 11 年 12 月 26 日 厚生労働省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「ダイオキシン類に係る作業環境測定及び評価方法」昭和 51 年労働省告示第 48 号作業環境測定基準
	灰出し室		
	灰固形化施設		
最終処分場浸出水源水	生活環境項目 7 項目	1 2 検体／月 1 回	
	健康項目 5 項目	1 検体／年 1 回	
最終処分場浸出水処理水	生活環境項目 8 項目	1 2 検体／月 1 回	
	排水基準等項目 36 項目	1 検体／年 1 回	
最終処分場地下水	飲料水精密検査 20 項目	1 検体／年 1 回	
	地下水検査項目 27 項目	1 検体／年 1 回	
	4 項目	6 検体／年 6 回	
最終処分場第 1 モニタリング井戸	飲料水精密検査 20 項目	1 検体／年 1 回	
	地下水検査項目 27 項目	1 検体／年 1 回	
	4 項目	6 検体／年 6 回	
最終処分場第 1 モニタリング井戸	飲料水精密検査 22 項目	1 検体／年 1 回	
	地下水検査項目 28 項目	1 検体／年 1 回	
小倉川水系	42 項目 健康項目、生活環境項目等、栄養塩類項目等の一部、その他有機リン	4 検体／年 1 回 4 箇所	
	大腸菌群数、塩化物イオン	1 検体／年 1 回	
周辺井戸	飲料水精密検査 50 項目	8 検体／年 1 回 8 箇所	
クリーンセンター井水	飲料水精密検査 50 項目	1 検体／年 1 回	
重金属溶出	焼却灰	1 回／年	

各種測定位置図等

- | | |
|--------|------------|
| ①管理棟 | ⑥ストックヤード |
| ②工場棟 | ⑦煙突 |
| ③ごみ計量機 | ⑧灰固形化棟 |
| ④車庫棟 | ⑨ペットボトル処理棟 |
| ⑤洗車場 | ⑩プラスチック処理棟 |

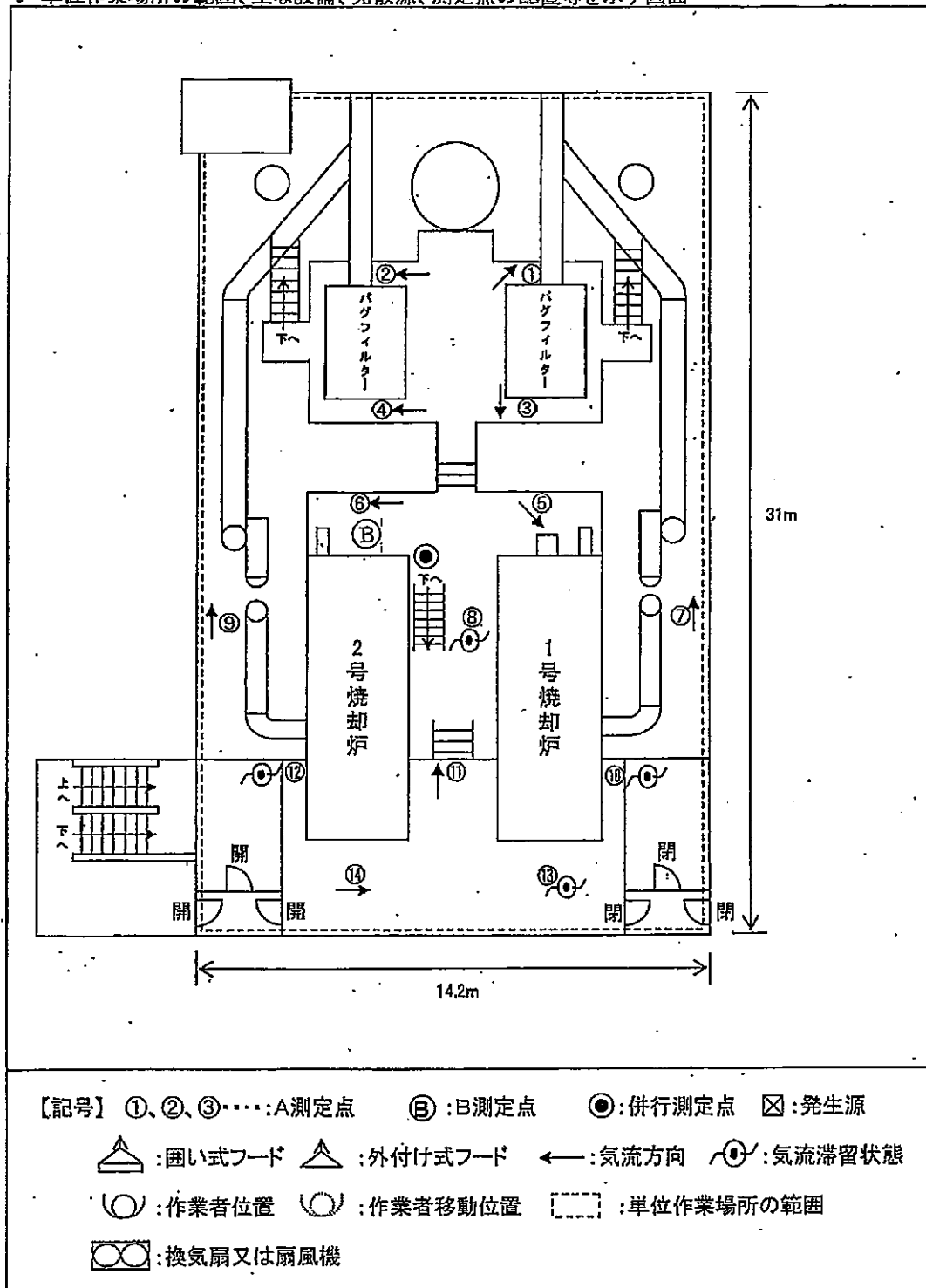


測定地点位置図



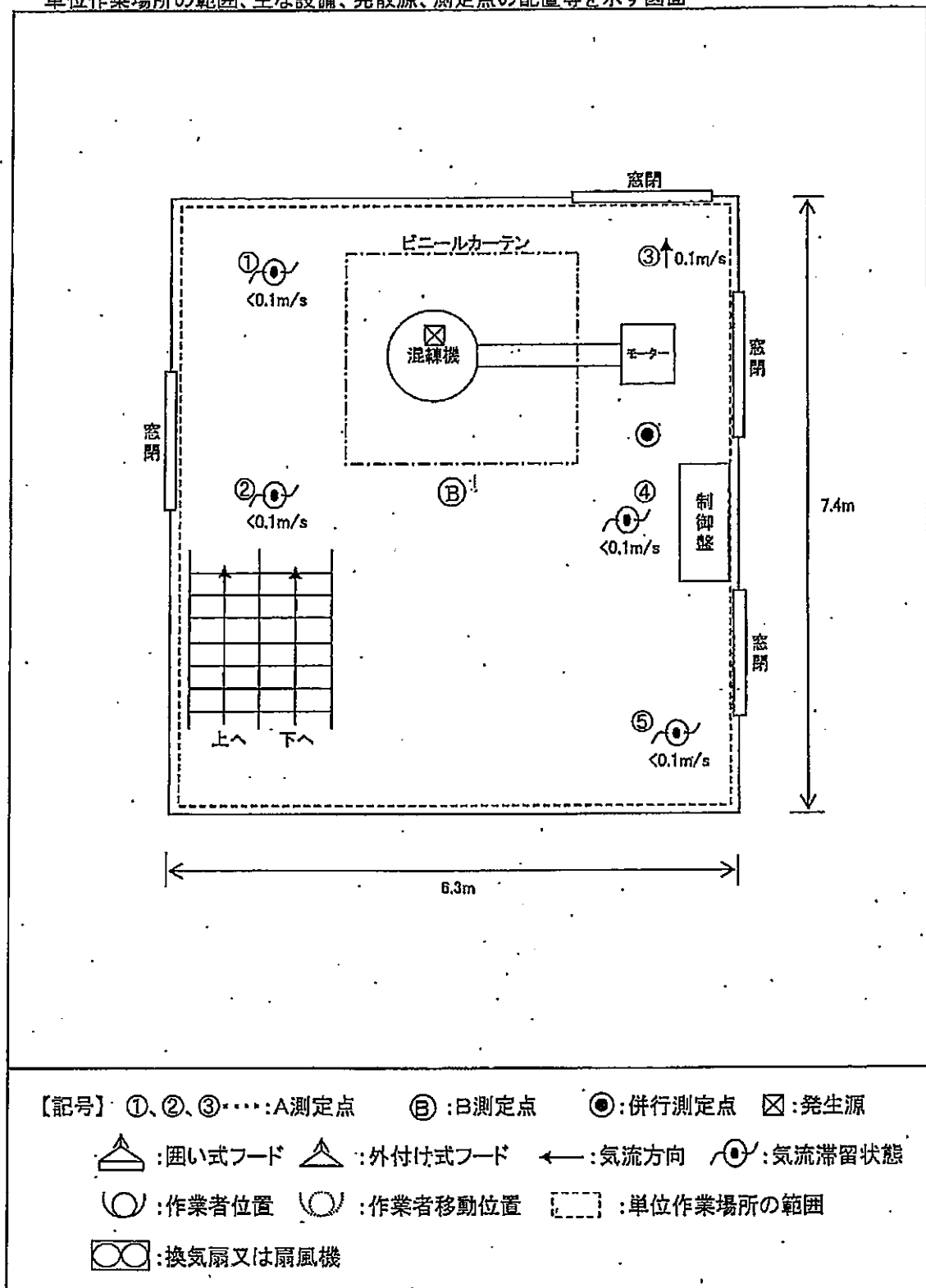
測定地点位置図 (ダイオキシン類測定地点 (2))

5 単位作業場所の範囲、主な設備、発散源、測定点の配置等を示す図面

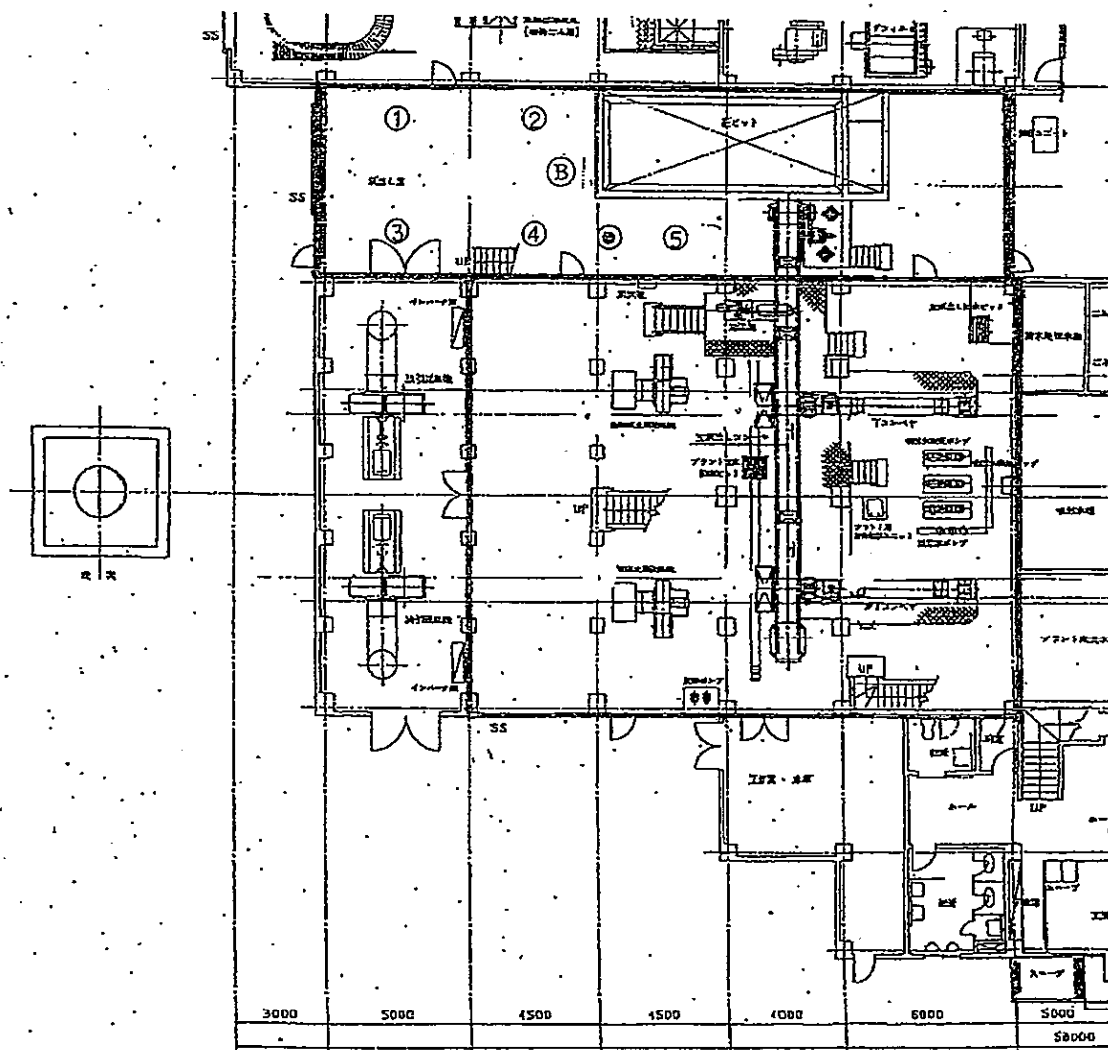


焼却炉周辺

単位作業場所の範囲、主な設備、発散源、測定点の配置等を示す図面



灰固形化設備（混練機室）



(記号) ①、②、③……: A測定点 ④: B測定点 ⑤: 併行測定点 ⑥: 発生源
 △: 囲い式フード ▲: 外付け式フード ←: 気流方向 ⑦: 気流滞留状態
 ○: 作業位置 ⑧: 作業移動位置 □: 単位作業場所の範囲
 ⊠: 換気扇又は扇風機

※単位作業場所の縦・横の寸法は必ず記入すること。その他必要な事項については記載要領を参照。

本図式は平成8年2月20日付け基発第72号通達によって定められたものです

灰出し室

見積仕様書詳細番号			No.1	No.2	No.3	No.4
検査項目			浸出水 原水	浸出水 原水	浸出水 処理水	浸出水 処理水
年間採取検体数			12	1	12	1
回数			毎月1回	毎年 8月	毎月1回	毎年 8月
項目数			7	5	8	36
1	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/ℓ	○		○	
2	化学的酸素要求量(COD)	mg/ℓ	○		○	
3	浮遊物(SS)	mg/ℓ	○		○	
4	一般細菌	個/ml				
5	大腸菌群数	—	○		○	
6	大腸菌	—				
7	ノルマルヘキサン抽出物質					○
8	カドミウム及びその化合物 Cd	mg/ℓ		○		○
9	カルシウム Ca	mg/ℓ	○		○	
10	水銀及びその化合物 Hg	mg/ℓ		○		○
11	アルキル水銀	mg/ℓ		○		○
12	セレン及びその化合物 Se	mg/ℓ				○
13	鉛及びその化合物 Pb	mg/ℓ		○		○
14	ヒ素及びその化合物 As	mg/ℓ				○
15	六価クロム化合物 δ-Cr	mg/ℓ				○
16	シアン化物イオン及び 塩化シアン CN	mg/ℓ		○		○
17	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/ℓ				
18	フッ素及びその化合物 F	mg/ℓ				○
19	ホウ素及びその化合物	mg/ℓ				○
20	四塩化炭素	mg/ℓ				○
21	塩素酸	mg/ℓ				
22	1,4-ジオキサン	mg/ℓ				
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ				○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ				○
25	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ				
26	1,2-ジクロロエチレン (シス体及びトランス体の和)	mg/ℓ				
27	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ				○
28	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ				○
29	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ				○
30	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ				○
31	ジクロロメタン	mg/ℓ				○
32	テトラクロロエチレン	mg/ℓ				○
33	トリクロロエチレン	mg/ℓ				○
34	ベンゼン	mg/ℓ				○
35	クロロ酢酸	mg/ℓ				
36	クロロホルム	mg/ℓ				
37	ジクロロ酢酸	mg/ℓ				
38	ジブromクロロメタン	mg/ℓ				

見積仕様書詳細番号			No.1	No.2	No.3	No.4
検査項目			浸出水 原水	浸出水 原水	浸出水 処理水	浸出水 処理水
39	臭素酸	mg/l				
40	総トリハロメタン	mg/l				
41	チウラム	mg/l				○
42	シマジン	個/l				○
43	チオベンカルブ	—				○
44	全クロム	—				○
45	全窒素				○	
46	溶解性マンガン	mg/l				○
47	全リン	mg/l				○
48	有機リン	mg/l				○
49	ホリ塩化ビフェニル	mg/l				○
50	塩化ビニルモノマー	mg/l				
51	アンモニア アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び 硝酸化合物	mg/l				○
52	トリクロ酢酸	mg/l				
53	ブロモシクロメタン	mg/l				
54	ブロモホルム	mg/l				
55	ホルムアルデヒド	mg/l				
56	亜鉛及びその化合物 Zn	mg/l				○
57	アルミニウム及びその化合物	mg/l				
58	鉄及びその化合物 Fe	mg/l				
59	溶解性鉄					○
60	銅及びその化合物 Cu	mg/l				○
61	ナトリウム及びその化合物 Na	mg/l				
62	マンガン及びその化合物	mg/l				
63	塩化物イオン Cl	mg/l	○		○	
64	カルシウム マグネシウム等（硬度）	mg/l				
65	蒸発物残量	mg/l				
66	陰イオン界面活性剤	mg/l				
67	ジェオスミン	mg/l				
68	2-メチルイソボルネオール	mg/l				
69	非イオン界面活性剤	mg/l				
70	フェノール類 PL	mg/l				○
71	有機物等(TOC)	mg/l				
72	pH	—	○		○	
73	味	—				
74	臭気	—				
75	色度	度				
76	濁度	度				
77	1,4ジオキサン	mg/l				○

見積仕様書詳細番号		No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10
検査項目		地下水(1)	地下水(2)	地下水(3)	第1モニタリング井水(1)	第1モニタリング井水(2)	第1モニタリング井水(3)
年間採取検体数		1	1	6	1	1	6
回数		毎年 8月	毎年 8月	年6回 偶数月	毎年 8月	毎年 8月	年6回 偶数月
項目数		20	27	4	20	27	4
1 生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l						
2 化学的酸素要求量(COD)	mg/l						
3 浮遊物(SS)	mg/l						
4 一般細菌	個/l	○			○		
5 大腸菌群数	—						
6 大腸菌	—	○			○		
7 ノルマルヘキサン抽出物質							
8 カドミウム及びその化合物 Cd	mg/l		○			○	
9 カルシウム Ca	mg/l			○			○
10 水銀及びその化合物 Hg	mg/l			○			○
11 アルキル水銀	mg/l		○			○	
12 セレン及びその化合物 Se	mg/l		○			○	
13 鉛及びその化合物 Pb	mg/l		○			○	
14 ヒ素及びその化合物 As	mg/l		○			○	
15 六価クロム化合物 δ-Cr	mg/l		○			○	
16 シアン化物イオン及び塩化シアン CN	mg/l		○			○	
17 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l		○			○	
18 フッ素及びその化合物 F	mg/l		○			○	
19 臭素及びその化合物	mg/l		○			○	
20 四塩化炭素	mg/l		○			○	
21 塩素酸	mg/l						
22 1,4-ジオキサン	mg/l		○			○	
23 1,1-ジクロロエチレン	mg/l		○			○	
24 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						
25 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						
26 1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)	mg/l		○			○	
27 1,2-ジクロロエタン	mg/l		○			○	
28 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		○			○	
29 1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		○			○	
30 1,3-ジクロロプロペン	mg/l		○			○	
31 ジクロロメタン	mg/l		○			○	
32 テトラクロロエチレン	mg/l		○			○	
33 トリクロロエチレン	mg/l		○			○	
34 ヘンセン	mg/l		○			○	
35 クロロ酢酸	mg/l						
36 クロロホルム	mg/l						
37 ジクロロ酢酸	mg/l						
38 ジブromクロロメタン	mg/l						

見積仕様書詳細番号		No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10
検査項目		地下水(1)	地下水(2)	地下水(3)	第1モニタリング井水(1)	第1モニタリング井水(2)	第1モニタリング井水(3)
39 臭素酸	mg/ℓ						
40 総トリハロメタン	mg/ℓ						
41 テトラム	mg/ℓ		○			○	
42 シマジン	個/ℓ		○			○	
43 テオベンカルブ	—		○			○	
44 全クロム	—						
45 全窒素							
46 溶解性マンガン	mg/ℓ						
47 全リン	mg/ℓ						
48 有機リン	mg/ℓ						
49 ホリ塩化ビフェニル	mg/ℓ		○			○	
50 塩化ビニルモノマー	mg/ℓ		○			○	
51 アンモニア アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び 硝酸化合物	mg/ℓ						
52 トリクロ酢酸	mg/ℓ						
53 プロモジクロロメタン	mg/ℓ						
54 プロモホルム	mg/ℓ						
55 ホルムアルデヒド	mg/ℓ						
56 亜鉛及びその化合物 Zn	mg/ℓ	○			○		
57 アルミニウム及びその化合物	mg/ℓ	○			○		
58 鉄及びその化合物 Fe	mg/ℓ	○			○		
59 溶解性鉄							
60 銅及びその化合物 Cu	mg/ℓ	○			○		
61 ナトリウム及びその化合物 Na	mg/ℓ	○			○		
62 マンガン及びその化合物	mg/ℓ	○			○		
63 塩化物イオン Cl	mg/ℓ			○			○
64 カルシウム マグネシウム等 (硬度)	mg/ℓ	○			○		
65 蒸発物残量	mg/ℓ	○			○		
66 陰イオン界面活性剤	mg/ℓ	○			○		
67 ジェオスミン	mg/ℓ	○			○		
68 2-メチルイソボルネオール	mg/ℓ	○			○		
69 非イオン界面活性剤	mg/ℓ	○			○		
70 フェノール類 PL	mg/ℓ	○			○		
71 有機物等(TOC)	mg/ℓ	○			○		
72 pH	—	○			○		
73 味	—	○			○		
74 臭気	—	○			○		
75 色度	度	○			○		
76 濁度	度			○			○

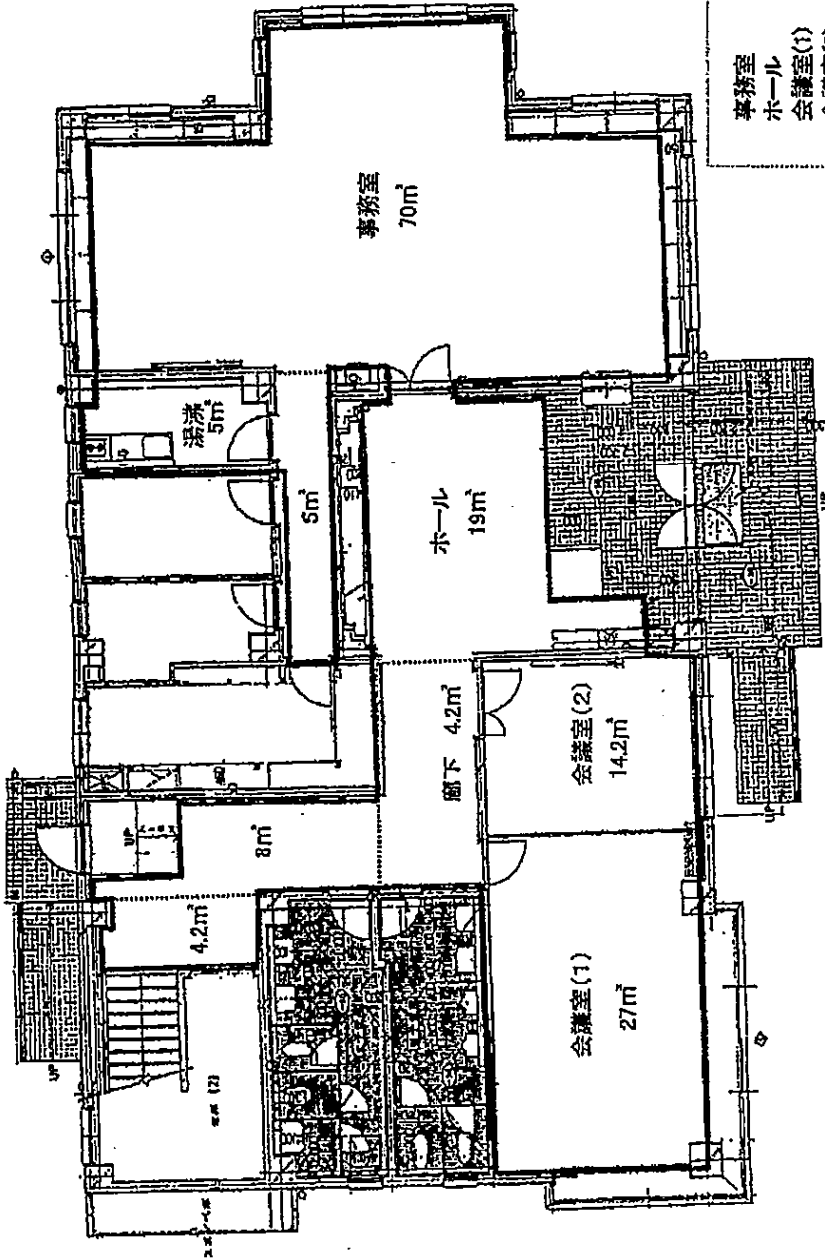
見積仕様書詳細番号			No.11	No.12				
検査項目			第2モニタリング井水(1)	第2モニタリング井水(2)				
年間採取検体数			1	1				
回数			毎年 8月	毎年 8月				
項目数			22	28				
1	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l						
2	化学的酸素要求量(COD)	mg/l						
3	浮遊物(SS)	mg/l						
4	一般細菌	個/l	○					
5	大腸菌群数	—						
6	大腸菌	—	○					
7	ノルマルヘキサン抽出物質							
8	カドミウム及びその化合物	Cd mg/l		○				
9	カルシウム	Ca mg/l						
10	水銀及びその化合物	Hg mg/l		○				
11	アルキル水銀	mg/l		○				
12	セレン及びその化合物	Se mg/l		○				
13	鉛及びその化合物	Pb mg/l		○				
14	ヒ素及びその化合物	As mg/l		○				
15	六価クロム化合物	δ-Cr mg/l		○				
16	シアン化物イオン及び塩化シアン	CN mg/l		○				
17	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l		○				
18	フッ素及びその化合物	F mg/l		○				
19	ホウ素及びその化合物	mg/l		○				
20	四塩化炭素	mg/l		○				
21	塩素酸	mg/l						
22	1,4-ジオキサン	mg/l		○				
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/l		○				
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						
25	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						
26	1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)	mg/l		○				
27	1,2-ジクロロエタン	mg/l		○				
28	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		○				
29	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		○				
30	1,3-ジクロロプロペン	mg/l		○				
31	ジクロロメタン	mg/l		○				
32	テトラクロロエチレン	mg/l		○				
33	トリクロロエチレン	mg/l		○				
34	ベンゼン	mg/l		○				
35	クロロ酢酸	mg/l						
36	クロロホルム	mg/l						
37	ジクロロ酢酸	mg/l						
38	ジブロモクロロメタン	mg/l						

見積仕様書詳細番号			No.11	No.12				
検査項目			第2モニタリング井水(1)	第2モニタリング井水(2)				
39	臭素酸	mg/l						
40	総トリハロメタン	mg/l						
41	チウラム	mg/l		○				
42	シマジン	個/l		○				
43	チオベンカルブ	—		○				
44	全クロム	—						
45	全窒素							
46	溶解性マンガン	mg/l						
47	全リン	mg/l						
48	有機リン	mg/l						
49	ホリ塩化ビフェニル	mg/l		○				
50	塩化ビニルモノマー	mg/l		○				
51	アンモニア アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び 硝酸化合物	mg/l						
52	トリクロ酢酸	mg/l						
53	プロモシクロメタン	mg/l						
54	プロモホルム	mg/l						
55	ホルムアルデヒド	mg/l						
56	亜鉛及びその化合物 Zn	mg/l	○					
57	アルミニウム及びその化合物	mg/l	○					
58	鉄及びその化合物 Fe	mg/l	○					
59	溶解性鉄							
60	銅及びその化合物 Cu	mg/l	○					
61	ナトリウム及びその化合物 Na	mg/l	○					
62	マンガン及びその化合物	mg/l	○					
63	塩化物イオン Cl	mg/l	○					
64	カルシウム マグネシウム等 (硬度)	mg/l	○					
65	蒸発物残量	mg/l	○					
66	陰イオン界面活性剤	mg/l	○					
67	ジエオスミン	mg/l	○					
68	2-メチルイソボルネオール	mg/l	○					
69	非イオン界面活性剤	mg/l	○					
70	フェノール類 PL	mg/l	○					
71	有機物等(TOC)	mg/l	○					
72	pH	—	○					
73	味	—	○					
74	臭気	—	○					
75	色度	度	○					
76	濁度	度	○					

見積仕様書詳細番号		No.13					No.14	No.15
検査項目		国道3号線 下流	雨水調整池 地下排水路	平川橋 下流	川口橋 下流	ポンプ場	周辺井水	クリーンセ ンター井水
年間採取検体数		1	1	1	1	1	6	1
回数		毎年 8月	毎年 8月	毎年 8月	毎年 8月	毎年 8月	毎年 8月	毎年 8月
項目数		42	42	42	42	2	50	50
1 生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	○	○	○	○			
2 化学的酸素要求量(COD)	mg/l	○	○	○	○			
3 浮遊物(SS)	mg/l	○	○	○	○			
4 一般細菌	個/l						○	○
5 大腸菌群数	—	○	○	○	○	○		
6 大腸菌	—						○	○
7 ノルマルヘキサン抽出物質		○	○	○	○			
8 カドミウム及びその化合物 Cd	mg/l	○	○	○	○		○	○
9 カルシウム Ca	mg/l							
10 水銀及びその化合物 Hg	mg/l	○	○	○	○		○	○
11 アルキル水銀	mg/l	○	○	○	○			
12 セレン及びその化合物 Se	mg/l	○	○	○	○		○	○
13 鉛及びその化合物 Pb	mg/l	○	○	○	○		○	○
14 ヒ素及びその化合物 As	mg/l	○	○	○	○		○	○
15 六価クロム化合物 δ-Cr	mg/l	○	○	○	○		○	○
16 シアン化物イオン及び 塩化シアン CN	mg/l	○	○	○	○		○	○
17 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/l						○	○
18 フッ素及びその化合物 F	mg/l	○	○	○	○		○	○
19 有機素及びその化合物	mg/l	○	○	○	○		○	○
20 四塩化炭素	mg/l	○	○	○	○		○	○
21 塩素酸	mg/l						○	○
22 1,4-ジオキサン	mg/l	○	○	○	○		○	○
23 1,1-ジクロロエチレン	mg/l	○	○	○	○			
24 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	○	○	○	○			
25 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						○	○
26 1,2-ジクロロエチレン (シス体及びトランス体の和)	mg/l							
27 1,2-ジクロロエタン	mg/l	○	○	○	○			
28 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	○	○	○	○			
29 1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	○	○	○	○			
30 1,3-ジクロロプロペン	mg/l	○	○	○	○			
31 ジクロロメタン	mg/l	○	○	○	○		○	○
32 テトラクロロエチレン	mg/l	○	○	○	○		○	○
33 トリクロロエチレン	mg/l	○	○	○	○		○	○
34 ベンゼン	mg/l	○	○	○	○		○	○
35 クロロ酢酸	mg/l						○	○
36 クロロホルム	mg/l						○	○
37 ジクロロ酢酸	mg/l						○	○
38 ジブロモクロロメタン	mg/l						○	○

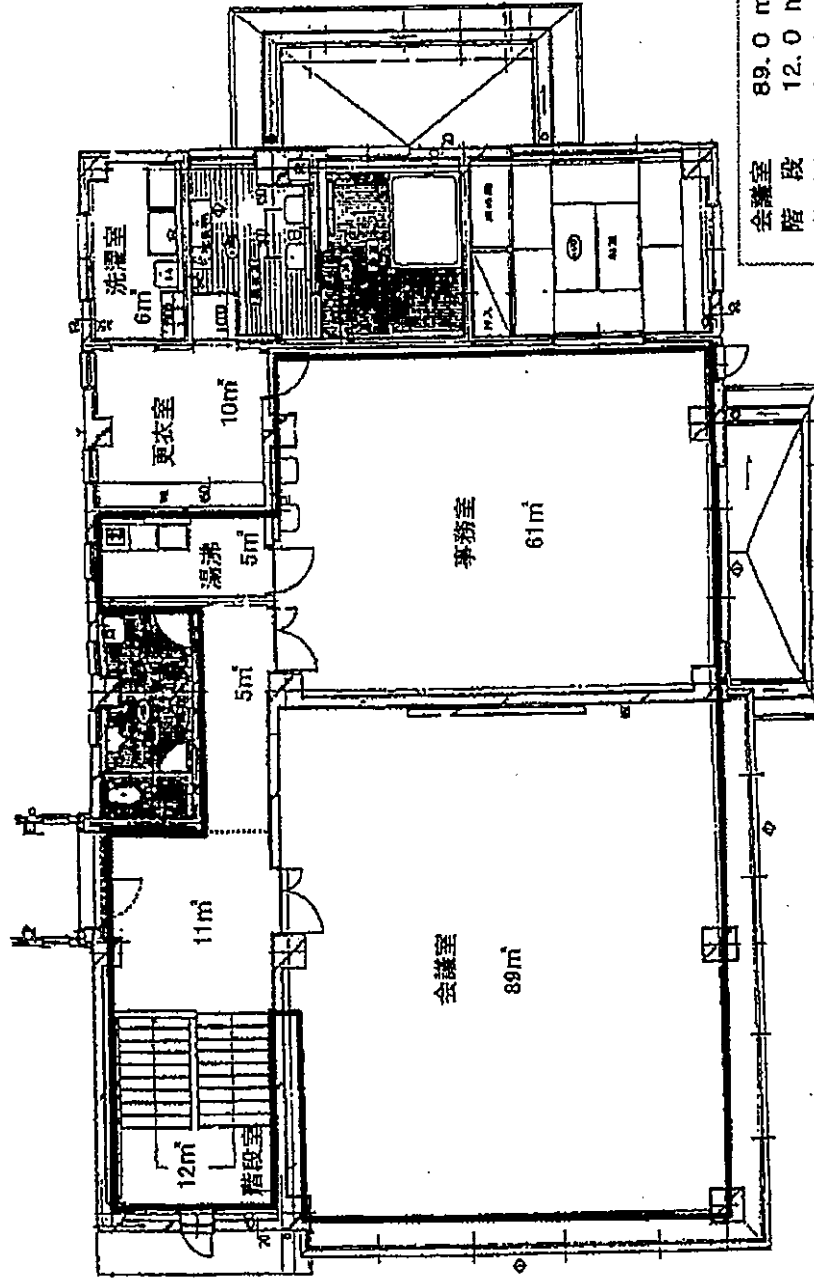
見直し様書詳細番号		No.13					No.14	No.15
検査項目		国道3号線 下流	雨水調整池 地下排水路	平川橋 下流	川口橋 下流	ポンプ場	周辺井水	クリーンセン ター井水
39 臭素酸	mg/l						○	○
40 総トリハロメタン	mg/l						○	○
41 チウラム	mg/l	○	○	○	○			
42 シマジン	個/l	○	○	○	○			
43 チオベンカルブ	—	○	○	○	○			
44 全クロム	—	○	○	○	○			
45 全窒素		○	○	○	○			
46 溶解性マンガン	mg/l	○	○	○	○			
47 全リン	mg/l	○	○	○	○			
48 有機リン	mg/l	○	○	○	○			
49 ホリ塩化ビフェニル	mg/l	○	○	○	○			
50 塩化ビニルモノマー	mg/l							
51 アンモニア アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び 硝酸化合物	mg/l	○	○	○	○			
52 トリクロ酢酸	mg/l						○	○
53 プロピルブロモタン	mg/l						○	○
54 プロピルホルム	mg/l						○	○
55 ホルムアルデヒド	mg/l						○	○
56 亜鉛及びその化合物 Zn	mg/l	○	○	○	○		○	○
57 アルミニウム及びその化合物	mg/l						○	○
58 鉄及びその化合物 Fe	mg/l						○	○
59 溶解性鉄		○	○	○	○			
60 銅及びその化合物 Cu	mg/l	○	○	○	○		○	○
61 ナトリウム及びその化合物 Na	mg/l						○	○
62 マンガン及びその化合物	mg/l						○	○
63 塩化物イオン Cl	mg/l					○	○	○
64 カルシウム マグネシウム等（硬度）	mg/l						○	○
65 蒸発物残量	mg/l						○	○
66 陰イオン界面活性剤	mg/l						○	○
67 ジェオスミン	mg/l						○	○
68 2-メチルイソボルネオール	mg/l						○	○
69 非イオン界面活性剤	mg/l						○	○
70 フェノール類 PL	mg/l	○	○	○	○		○	○
71 有機物等(TOC)	mg/l						○	○
72 pH	—	○	○	○	○		○	○
73 味	—						○	○
74 臭気	—						○	○
75 色度	度						○	○
76 濁度	度						○	○

1階事務室他

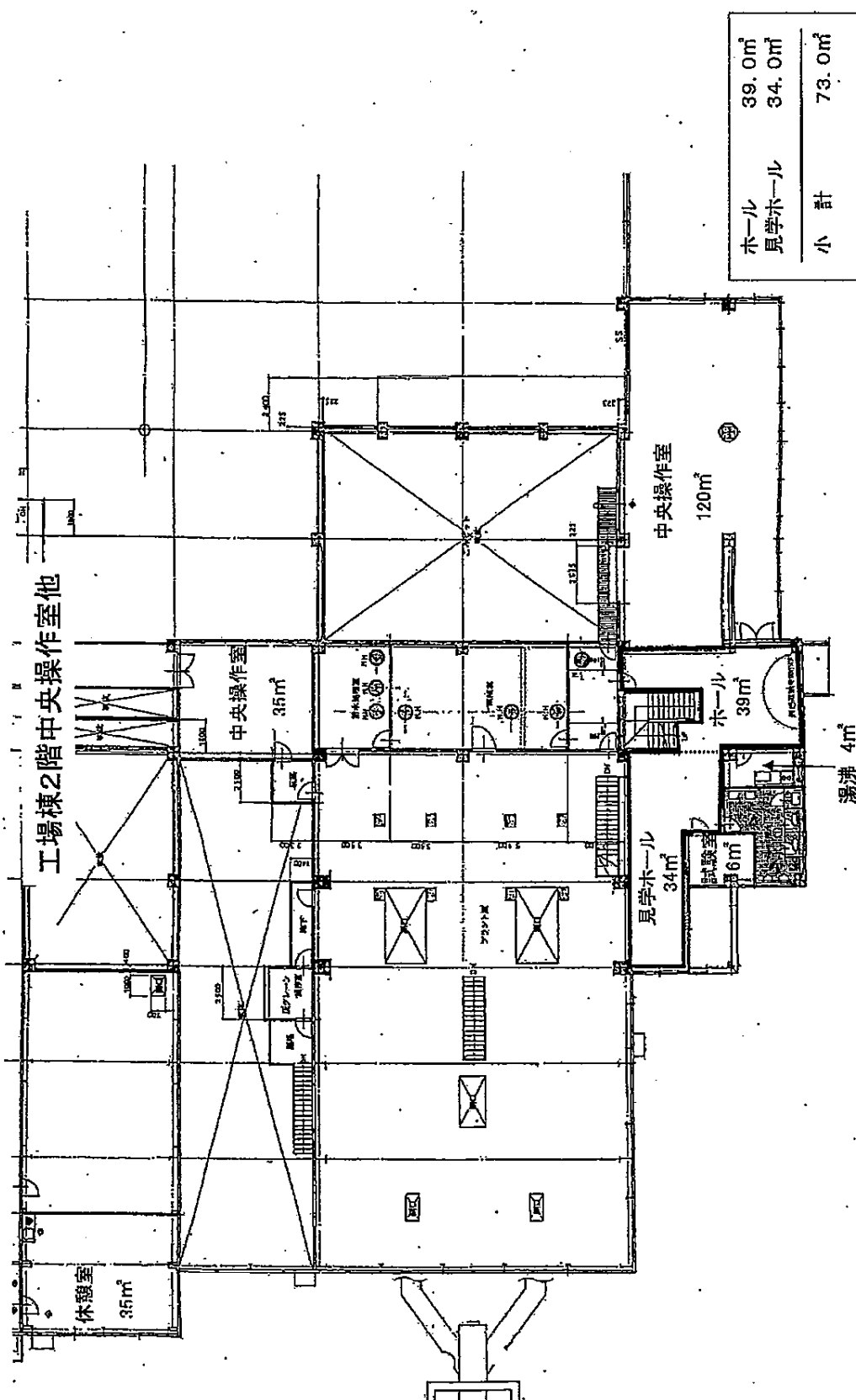


事務室	70.0	㎡
ホール	19.0	㎡
会議室(1)	27.0	㎡
会議室(2)	14.2	㎡
廊下	5.0	㎡
廊下	21.4	㎡
小計	156.6	㎡

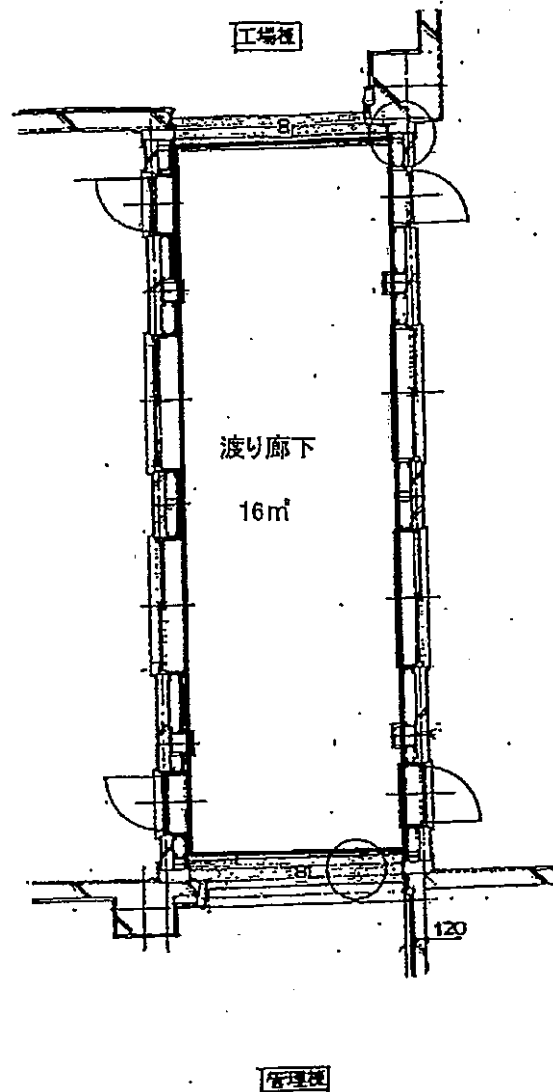
2階会議室他



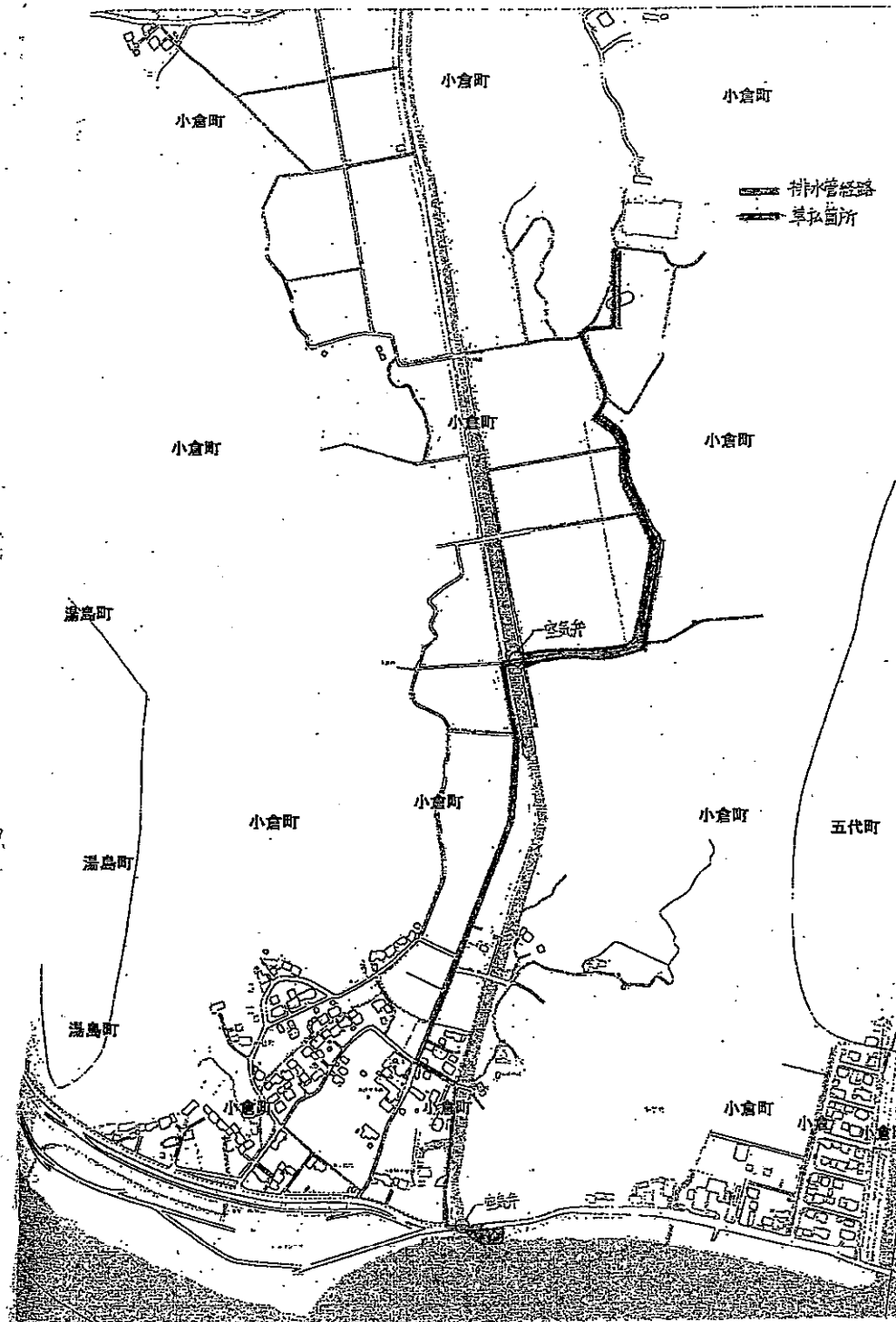
会議室	89.0 m ²
階段	12.0 m ²
廊下	16.0 m ²
事務室	61.0 m ²
湯沸室	5.0 m ²
小計	183.0 m ²



2階渡り廊下



別紙5 現行の草刈箇所図



管路点検作業・環境整備作業 範囲図

